

# LIBRA

2015年 5月号

〈特集〉

## 東京高裁書記官に訊く—民事部・刑事部 編—

〈インタビュー〉

元プロ陸上選手 為末 大さん



# LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS  
2015年5月号

## 特集

### 02 東京高裁書記官に訊く

—民事部・刑事部 編—

## インタビュー

### 14 元プロ陸上選手 為末 大さん

## ニュース&トピックス

- 18 ・東日本大震災復興支援企画 シンポジウム  
「報道と弁護士はそれぞれ、何ができて何ができなかったのか」を開催
- ・シンポジウム「新たに始まる医療事故調査制度について」

## 連載

- 23 臨時総会報告（2014年度）
- 28 常議員会報告（2014年度 臨時／2015年度 第1回）
- 34 裁判官の職務情報提供推進委員会 始動 水野賢一
- 35 今、憲法問題を語る  
第47回 四会憲法市民シンポジウム（5/30）にご参加を！ 伊井和彦
- 36 近時の労働判例  
第29回 津地裁平成26年2月28日判決（鈴鹿さくら病院事件） 道上貴美子
- 38 東弁往来  
第39回 青森県法テラス・ひまわり公設事務所 現場視察交流会 中嶋 翼
- 40 東京三弁護士会 地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会バックアップ協議会 活動報告  
東京地方裁判所委員会「インターネットに関する民事事件の状況」報告 小林克信
- 41 66期リレーエッセイ：「美味しい」「安い」「早い」をモットーに。 増子和毅
- 42 わたしの修習時代：大きな時代の洗礼を受けて 35期 牧野二郎
- 43 コーヒーブレイク：後ろ向きで前向きなスポーツ 竹内沙織
- 44 お薦めの一冊  
『新世代トップランナーの戦いかた 僕たちはこうして仕事を面白くする』 小峯健介
- 45 会長声明・談話
- 46 東京弁護士会 公認団体のご紹介
- 48 東弁・二弁合同図書館 新着図書案内
- 56 インフォメーション

# 東京高裁書記官に訊く

## — 民事部・刑事部編 —

本誌『書記官に訊く』シリーズでは、これまでに東京地裁との関係で、①民事保全・民事執行・刑事編（2009年1月号）、②民事訴訟手続・破産編（同年3月号）、③建築関係訴訟・借地非訟編（2010年11月号）、④労働部編（2012年11月号）、⑤交通部編（2013年8月号）、⑥商事部編（2014年11月号）、東京家裁との関係で、⑦家事部編（2009年7月号）、⑧少年部編（2011年12月号）を掲載して、好評を博してきた。

今回は、いよいよ東京高裁との関係で、民事部・刑事部編をお届けする。東京高裁には、民事部が20か部、刑事部が9か部存在する。各部において運用の異なる面もあるところであるが、本特集では、裁判手続の円滑化のためにはどのような点に注意すればよいのかという点を中心に、東京高裁の民事部、刑事部の書記官から一般的な注意事項をご指摘いただいた。

（伊藤 敬史，臼井 一廣，志賀 晃，寺崎 裕史）

## 民事部編

### 第1 平成20年ないし平成25年における東京高裁民事部の事件数の動向

(1) 新受件数の推移は、〈表1〉記載のとおりである。控訴の新受件数については平成22年に大幅に増加し平成23年にピークを迎えた後、減少しつつある。

〈表1〉

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
控訴	6395	6592	8488	8507	8335	7320
上告	107	146	181	273	228	205
抗告	2047	2342	2382	2447	2799	2511
特別抗告提起	737	753	709	679	932	1000
許可抗告申立て	346	385	345	380	482	595

(2) 第1回期日において弁論終結とされた事件の数は、〈表2〉記載のとおりである。控訴事件（既済件数）の中で第1回期日終結事件が占める割合は60%台後半から70%台前半となっている。

〈表2〉

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
第1回期日に弁論終結	4313	4188	5078	5607	6140	5604
控訴既済件数	6365	6390	7848	8572	8641	7645
割合	67.76%	65.54%	64.70%	65.41%	71.06%	73.30%

(3) 証人・本人尋問実施数は、〈表3〉記載のとおりである。証人・本人尋問実施数及び既済事件数に占める証人・本人尋問実施数の割合は共に減少している。

〈表3〉

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
証人・本人尋問実施数	161	135	122	115	108	63
控訴既済件数	6365	6390	7848	8572	8641	7645
割合	2.52%	2.11%	1.55%	1.34%	1.25%	0.82%

(4) 判決言渡し件数は〈表4〉、和解成立数は〈表5〉記載のとおりである。控訴既済件数に占める判決言渡し件数の割合は50～60%となっている。和解成立件数は控訴既済件数の約30%となっている。

〈表4〉

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
判決言渡し件数	3715	3540	4191	4585	5062	4442
控訴既済件数	6365	6390	7848	8572	8641	7645
割合	58.37%	55.40%	53.40%	53.49%	58.58%	58.10%

〈表5〉

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
和解成立件数	2098	2142	2564	2577	2536	2338
控訴既済件数	6365	6390	7848	8572	8641	7645
割合	32.96%	33.52%	32.67%	30.06%	29.35%	30.58%

(5) 一方または双方に代理人が就いていない事件の数は〈表6〉記載のとおりである。控訴既済件数に占める割合は30%台前半から40%台前半となっている。

〈表6〉

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
代理人なし	2200	2037	3390	3642	2737	2261
控訴既済件数	6365	6390	7848	8572	8641	7645
割合	34.56%	31.88%	43.20%	42.49%	31.67%	29.57%

## 第2 控訴提起時の注意点

### 1 控訴状作成時における注意点等

(1) 控訴状（表紙を付してある場合を除く）の第1頁

のつづり込み部分以外の右下部に約50ミリ四方の余白（受付日付印用）を設けてほしい（平成26年度版東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会編「平成26年度版弁護士職務便覧」（以下「職務便覧」という）124頁）。

(2)ア 控訴状には、訴額、ちょう用印紙額の具体的な金額を必ず記載してほしい。

控訴提起の手数料算出の基礎となる訴額は、原則として、第一審訴え提起時が基準となり、かつ不服申立部分を限度とする（民事訴訟費用等に関する法律3条、別表第一の2項）。例えば、500万円の請求について、400万円を認容しその余を棄却した判決に対して、原告及び被告の双方が控訴する場合には、原告の控訴の訴額は100万円であり、被告の控訴の訴額は400万円となる（「訴額算定に関する書記官事務の研究」（法曹会）20頁）。

訴訟物価額の算定基準、具体的な印紙額については、職務便覧2頁、5頁～41頁が参考になる。

訴訟物価額の計算が複雑となる場合には、控訴状とは別に、独立の計算書が作成・添付されているケースが多い。

イ 控訴手数料に関するその他の注意点としては、第一に、請求について判断しなかった判決（訴え却下、訴訟終了宣言等）に対する控訴提起の手数料は通常の控訴提起手数料額の2分の1の額となる（民事訴訟費用等に関する法律3条、別表第一の4項）というものがある。

第二に、申立手数料が定額とされている事件（人事訴訟事件の財産分与、年金分割及び子の監護に関する事項（養育料、面会交流等）の

〈表7〉送達用予納郵券額一覧表 東京高等裁判所(民事) 平成26年4月15日実施

予 納 郵 便 切 手 額 一 覧 表													
東 京 高 等 裁 判 所 民 事 訟 廷 事 件 係													
事件の種別 予 納 額	控 訴		抗 告						上 告 提 起 上告受理申立て 特別上告提起		特別抗告提起 抗告許可申立て (相手方なし)		高裁第一審 再 審
			一 般 (相手方なし)		民 事 執 行 借 地 非 訟		家 事						
総 額	6,000円		2,400円		4,500円		3,500円		5,600円		2,200円		控訴に同じ
内 訳	500円	8枚	500円	4枚	500円	8枚	500円	4枚	1,000円	2枚	500円	2枚	
	100円	6枚	82円	2枚	82円	2枚	100円	4枚	205円	10枚	205円	1枚	
	82円	10枚	50円	2枚	50円	4枚	82円	5枚	100円	6枚	100円	4枚	
	52円	5枚	20円	4枚	20円	4枚	20円	20枚	82円	5枚	82円	3枚	
	20円	10枚	10円	4枚	10円	3枚	10円	25枚	52円	2枚	20円	10枚	
	10円	10枚	5円	2枚	5円	2枚	2円	10枚	20円	12枚	10円	11枚	
	1円	20枚	1円	6枚	2円	5枚	1円	20枚	10円	12枚	5円	5枚	
					1円	6枚			5円	12枚	1円	14枚	
								1円	16枚				
備 考	当事者1名増すごとに1,072円2組追加 ◎附帯控訴について相手方1名の場合1,072円2組1名増すごとに1,072円追加		当事者1名増すごとに上記の「一般」の組合せ(2,400円分)を1組追加 ◎再抗告について上記のほか当事者1名につき1,072円追加 ◎DV事件については家事抗告の例による						当事者1名増すごとに計2,310円追加〔内訳〕 500円 2枚 205円 4枚 100円 2枚 82円 2枚 52円 1枚 20円 1枚 10円 3枚 5円 2枚 1円 14枚		当事者1名増すごとに上記の額の組合せを1組追加 特別抗告提起、抗告許可申立ての両方を申し立てる場合、特別抗告提起、抗告許可申立てのそれぞれに必要な		

部分等に対する事件等)の判決に対する控訴提起の場合は、第一審における申立手数料の1.5倍となる(民事訴訟費用等に関する法律3条,別表第一の2項を類推適用)ということが挙げられる。

(3) 控訴状には、その必要的記載事項として、①当事者、②法定代理人、③第一審判決の表示、④その判決に対して控訴をする旨を記載しなければならない(民事訴訟法286条2項)。

①当事者及び②法定代理人の表示は、訴状におけるそれと同一である。

③第一審判決の表示としては、判決をした裁判所、事件番号、判決言渡年月日等が記載されていれば足りる。ただ、実際には、第一審判決の主文も記載されている例が多い。

④その判決に対して控訴をする旨は、文書全体(標題を含む)から表示された判決に対する不服

申立てであることが分かれば足りるが、控訴の趣旨も記載されているのが通例である。この控訴の趣旨の記載は、不服の範囲として、控訴提起の手数料の算定基礎となる。

(4) 控訴状には、裁判所に提出すべき書面の一般的記載事項として要求される事項(民事訴訟規則2条)を記載し、当事者または代理人が記名押印する。

送達場所、送達受取人の届出は、全審級を通じてその効力を有するものと解されるから、あらかじめ同一内容の届出を行う必要はない。ただ、実際には、控訴状に送達場所等を記載している例が多い。

## 2 予納郵券

控訴、抗告その他の裁判を東京高裁民事部に申し立てる際の予納郵便切手額は、〈表7〉記載のとおり。

### 3 委任状、資格証明書の提出

地裁段階での代理人が高裁で委任状を提出することが必要であるか否かという点については、厳密に言えば不要であるが、代理権を明確にするため、実務では提出を求めている。

資格証明書（当事者が法人である場合）についても、代表者の交替等の可能性があるため、実務では提出を求めている。

### 4 控訴状の写しの提出

控訴事件については、控訴状の正本・副本のほかに、控訴状の写しの提出を求めている。例えば行政事件については2通、労働事件、選挙関係事件については3通の写しの提出をお願いしている。その他の事件については、職務便覧125頁を参照のこと。

## 第3 反論書(控訴答弁書)に関する 注意点等

### 1 反論書の提出期限

民事訴訟規則183条によれば、裁判長は被控訴人に対し、相当期間を定めて反論書の提出を命じることができるものとされているが、実務では期限を定めて提出を命じることは少ない。

しかし、控訴理由書の提出に対応して、被控訴人側からも反論書を提出することで、控訴審における争点を早期に確定することが可能になるので、反論書の提出は、充実した審理の実現を図るために有益である。

### 2 費用負担についての答弁

第一審の判決主文において訴訟費用が相手方（控訴人）の全部負担とされているにもかかわらず、控訴答弁書の「控訴の趣旨」に対する答弁部分に「訴訟費用は、第1, 2審とも控訴人の負担とする。」と記載するのは誤りである。この場合の正しい記載は「控訴費用は控訴人の負担とする。」となる。

## 第4 控訴状提出時から 控訴状送達時までの 裁判所における取扱い

### 1 受理手続一般

#### (1) 地裁事件係での処理

控訴人が控訴状を地裁事件係に提出した後、その事件係は形式的事項の確認を行った上で、民事裁判事務支援システムへの登録を行う。そして、事件番号を付した上で控訴状を地裁の担当部に送る。

#### (2) 地裁担当部での処理

地裁の担当部ではまず、控訴の適法性についての審査を行う。控訴が不適法でその不備を是正することができないことが明らかな場合には決定で控訴を却下する。

上記以外の場合には、地裁担当部の裁判所書記官が記録を整理した上で地裁の記録係に事件記録を送る。

#### (3) 地裁記録係での対応

地裁の記録係では、裁判所書記官による記録精査、

〈表8〉控訴審における記録の編綴

第1分類：①調書群（口頭弁論調書，弁論準備手続調書，和解期日調書等） ②判決書群（判決書，和解調書，訴え取下書，控訴取下書等） ③訴状群（控訴状，答弁書，準備書面，控訴理由書等）
第2分類：①目録群（書証目録，証人等目録） ②証拠説明書群 ③書証群 ④証拠調べ調書群 ⑤囑託回答書群 ⑥証拠申出書群
第3分類：その他の書類 代理関係書類，資格証明関係書類，強制執行停止事件記録，その他 （訴額及び管轄関係書類，訴状補正命令書，移送申立書・同決定書，訴訟救助関係書類等）

内部での決裁を経た上で，事件記録を控訴裁判所に送付する。

#### (4) 事件の配てん

事件記録が控訴裁判所に送られると，各民事部への事件の配てん，事件番号の決定が行われる。

控訴状提出時から配てん時までには，通常，1か月余りの時間を要する。この間の処理の進捗状況については，地裁の事件係で確認可能である。

#### (5) 控訴人に対する照会書の送信

控訴状の形式点検を終えた後，担当書記官は，控訴人に対し，「訴訟進行に関する照会書」をファクシミリ送信して，参考事項の聴取を行っている。

照会書には，第一審の裁判所，事件番号と控訴審の事件番号，担当部，担当書記官名が記載されているので，控訴人は，これによって控訴審の係属部及び事件番号を把握することができる。

#### (6) 被控訴人に対する照会書の送信

控訴状の形式的点検を終了後，担当書記官は，被控訴人の第一審代理人宛てに「訴訟進行に関する照会書」をファクシミリ送信して，参考事項の聴取を行っている。

照会書には，第一審の裁判所，事件番号と控訴審の事件番号，担当部，担当書記官名が記載されているので，被控訴人は，これによって控訴審の係属部及び事件番号を把握することができる。

## 2 誤って高裁に控訴状が提出された場合の処理

(1) 地裁で第一審判決が言い渡された事件について，誤って控訴状が高裁に提出された場合，それが高裁窓口への持参であれば，窓口で教示して地裁への提出を促すことになる。

(2) これに対し，控訴状が高裁へ郵便により提出された場合等は，電話等により提出裁判所の説明とともに地裁への提出を促し，了解を得たときには速やかに来庁を求めて控訴状を返還する取扱いをする場合もある。

しかし，上記のような速やかな対応ができない場合は，控訴期間の点も踏まえて高裁で受理して立件し，配てんを受けた部において地裁の担当部署へ控訴状の提出があった旨を通知する。高裁の取扱いとしては，第一審裁判所への移送，管轄違いを理由として控訴の却下などが考えられ，高裁の判断となる。移送決定となった場合は，確定を待って事件を地裁に送付して処理を委ねることになる。

## 第5 控訴事件におけるその他の注意点等

### (1) 記録の編成順序

控訴審における記録の編成順序は，〈表8〉記載の

〈表9〉

ファクシミリにより提出することができる書面の例	
控訴理由書及びこれに対する反論書その他の準備書面 書証の写し 証拠提出書 証拠説明書 尋問事項書 書証の認否書 期日変更申請書 期日請書 和解条項案 受諾和解における受諾書 郵券の受領書 住所・送達場所に関する届出書 上申書 事務連絡に対する回答書	
ファクシミリにより送信することができない書面の例	
規則3条1項 1号書面	上告状 上告受理申立書 特別上告状 附帯控訴状 特別抗告状 抗告許可申立書 附帯抗告状 請求の拡張の記載がある準備書面 訴状 反訴状 選定者に係る請求の追加申立書 執行停止の申立書 訴え提起前の証拠保全の申立書 独立当事者参加申出書 補助参加申出書 忌避の申立書 手数料を要する申請書（各種証明申請書，執行文付与申請書 記録の正本・謄本の申請書等）
規則3条1項 2号書面	上告・控訴・抗告・訴えの各取下書 取下げの同意書 請求の放棄又は認諾をする旨の書面 上訴権放棄書 除斥の申立書 請求の減縮の記載がある準備書面
規則3条1項 3号書面	資格証明書類（商業登記簿謄本，戸籍謄本，破産管財人証明書，家事審判書謄本等） 訴訟委任状 鑑定人の宣誓書
規則3条1項 4号書面	上告・上告受理申立て・特別上告・再抗告・特別抗告・抗告許可申立ての各理由書

\*作成：LIBRA編集部

のとおりである。

## (2) ファクシミリによる書面提出時の注意点

- ア ファクシミリによる提出が可能な書面，不可能な書面の具体例は，〈表9〉記載のとおりである。
- イ ファクシミリにより提出した書面については，そのクリーンコピーは担当部から提出を求められた場合のみ提出すれば足りる（民事訴訟規則3条3項）。
- ウ 送信する書面のサイズは原則としてA4判でお願いしたい。A4判以外のサイズの書面が送信された場合には，再送信等をお願いすることもある。
- エ 送信する書面の各葉には，页数または丁数を記載されたい。页数または丁数を記載した場合には，契印は不要となる。また，書面の最後には「以上」という文言を記載されたい。
- オ 枚数の多い書面（おおむね30枚以上）の送信については，あらかじめ担当部にご相談されたい。
- カ 送信の時間帯については，原則として，平日の午前9時から午後5時までの間にしていきたい。
- キ その他の注意点については，職務便覧158頁以下の東京高裁民事部「ファクシミリ利用のご案内」を参照されたい。

## 第6 抗告提起の際の委任状，資格証明書の要否

### (1) 委任状

付随的決定に対する抗告については，原則として抗告提起に際し改めて委任状の提出は要しない（本案訴訟の代理権に当然包含される付随行為と解される）。これに対し，独立的決定に対する抗告については，控訴の場合と同様，あらためて委任状の提出を求める取扱いが多いと思われる。

### (2) 資格証明書(当事者が法人である場合)

抗告審での審理期間が比較的長くなることが予想される事件については，代表者等の変更の可能性もあることから，控訴の場合と同様に，資格証明書の提出を求めている。

ただ，審理期間の短い付随的決定に対する抗告事件については，不要とされる場合もあろう。

## 第7 その他の注意点

職務便覧124頁ないし126頁を参照されたい。



# 刑 事 部 編

## 1 はじめに

控訴審の手続は、事後審であること、被告人に公判期日の出頭義務がないこと、弁論権がないことなど、控訴審特有の事項も少なくありません。手続面で疑問が生じた場合には、書記官室にお気軽にお問い合わせください。

なお、高裁各部の取扱いは、平成26年12月現在の東京高裁刑事部の取扱いです。訴訟運営、訴訟指揮に関する高裁各部の取扱いは、必ずしも一致していませんので、御理解をお願いします。

## 2 控訴趣意書の差出最終日の指定、通知について

### (1) 控訴趣意書差出最終日の通知

控訴趣意書差出最終日を指定すると、担当部は、被告人及びその時点で選任されている弁護人に通知書を送達します。

国選弁護人選任予定の事件については、法テラスへの国選弁護人候補指名通知依頼書（法テラスから受任希望の弁護士にその写しが交付されます）に控訴趣意書差出最終日を記載しています。

### (2) 控訴趣意書差出最終日の指定後に弁護人選任届を裁判所に提出した弁護人への通知

「電話連絡」や「書面送付」の方法により、控訴趣意書差出最終日を弁護人に通知しています。

なお、控訴趣意書差出期間経過後に控訴趣意書を裁判所に差し出した場合、その遅延がやむを得ない事情に基づくものと認められない限り、控訴棄却の決定がされることとなりますので（刑事訴訟法386条1項1号、刑事訴訟規則238条）、十分に注意し

てください（控訴趣意書差出最終日の変更の申出については、後記5(2)を参照のこと）。

## 3 記録の閲覧謄写

### (1) 申請場所、閲覧時間

刑事記録閲覧室（15階北）が窓口です。申請書は、刑事記録閲覧室に備付けのものを利用してください。閲覧時間（受付時間）は午前9時から午後0時15分まで及び午後1時から午後5時まで（午後0時15分から午後1時までは閉室）です。午後5時で閉室となりますので、閲覧時間を考慮の上、閲覧申請をお願いします。

なお、弁護士事務所の事務員による閲覧謄写の場合には、申請時に委任状（委任事項、受任者の特定事項〔氏名及び住所または弁護士事務所所属事務員である旨〕を記載したもの）を添付し、本人確認できるものを持参するよう御指導をお願いします。

### (2) デジタルカメラ等の撮影による謄写

記録破損のおそれがなく、かつ、他の閲覧人の妨げにならない場合、弁護人自身がデジタルカメラ等の撮影による謄写をすることが可能です。

### (3) セルフコピー機

刑事記録閲覧室に司法協会が設置したセルフコピー機が1台あります。平成26年12月現在の費用は、白黒1枚10円、カラー1枚50円です（各サイズ共通。使用できる硬貨は、5円、10円、50円、100円及び500円です。使用できる紙幣は、1000円札だけです）。

#### (4) 第一審が裁判員事件の記録の閲覧謄写、証拠物等の閲覧謄写

裁判員選任記録の閲覧は、担当部に相談してください。DVDや証拠物の閲覧謄写も同様です。

#### (5) 被害者保護法\*に基づく被害者または被害者から委託を受けた弁護士による記録の閲覧謄写

担当部で処理していますので、閲覧謄写申請にあたっては、事前に担当部に手続等について相談してください。

なお、控訴審弁護人は被害者等による閲覧謄写申請に関する書類を閲覧謄写できますので、被害者の住所等を秘匿したい事情がある場合は、書類の作成に当たり留意してください。

## 4 保釈請求について

### (1) 請求書の提出先

高裁刑事訟廷事件係（15階北）が窓口です。

### (2) 保釈面接

裁判官面接の希望がある場合には、（電話面接を含め）請求書にその旨を記載してください。

### (3) 身元引受書

原審で身元引受書の原本を提出している場合であっても、控訴審での保釈請求の際には、身元引受書の原本を提出してください。

### (4) 原審の保釈保証金の流用に関する同意書

原審の保釈保証金の流用を希望する場合で、保釈

請求者と原審の保管金提出者が異なるときは、原審の保管金提出者の流用についての同意書を当審あての保釈請求書に添付してください。例えば、原審の禁錮以上の実刑判決後に再保釈が認められ（被告人も釈放され）、その後控訴審で被告人側の控訴が棄却された後に、被告人側から再々保釈の請求がなされたような場合です。

### (5) 電子納付

高裁の刑事事件においても保釈保証金の電子納付は可能です。ただし、電子納付をする場合には、一定時刻以降の納付は翌日処理となるなど、留意していただきたい点がありますので、事前に担当部に相談してください。

## 5 控訴趣意書の提出

### (1) 控訴趣意書の提出

#### ア 提出部数

印影のあるもの2部（原本、検察官用謄本各1（刑事訴訟規則241条）のほか、運用上、写し3部（裁判官用）を提出してください。

#### イ 郵送提出

郵送による提出も可能です。ただし、期限内に提出するためには、遅配とにならないよう留意してください。

#### ウ 控訴趣意書に疎明資料や保証書を添付する場合の留意点

刑事訴訟法が疎明資料や保証書の添付を要求している場合には、該当条文及びどの点の疎明かを控訴趣意書に明示した上、その資料を添付して

\*編集部注：犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律

ください（資料の部数は、提出する控訴趣意書の部数（5部）に合わせていただきたいのですが、支障があれば担当部に相談してください）。

なお、控訴趣意書に添付した疎明資料または保証書について、事実取調請求の予定もあるものについては、別途、事実取調請求書の提出をお願いします（重ねて資料写しの提出が必要かについては担当部に相談してください）。

#### エ 不適切な添付資料の例

単に事実の取調請求予定に過ぎない資料が控訴趣意書に添付されていることがありますが、事実の取調請求予定の資料は控訴趣意書には添付しないで、別途、事実取調請求書を提出する取扱い（資料の写しも添付）をお願いします。

#### オ 主任弁護人でない弁護人による控訴趣意書の提出

弁護人は各自が控訴趣意書を提出することができます（刑事訴訟規則239条）ので、複数の弁護人のうちの一部の弁護人も控訴趣意書を提出できます。

なお、連名で作成された控訴趣意書について、そのうちの一部の提出者の名下の押印が他の提出者の代印の場合がありますが、代印は認められませんので留意してください。

#### カ 弁護人作成の控訴趣意書の形式的不備

事件名、事件番号、被告人名等の誤記、被告人のことを控訴人と誤って表示している例があります。

なお、控訴趣意書には控訴理由を簡潔に明示しなければならない（刑事訴訟規則240条）ところ、控訴理由が刑事訴訟法377条ないし382条及び383条に限定されている（刑事訴訟法384条）にもかかわらず、控訴理由を明示しないで、原判決後の事情だけを記載するといったことがないようにお願いします。

#### キ 原審記録の援用（丁数）

控訴趣意書自体によって、その記載した事実が訴訟記録のどこに記載されているか（どこに現れているか）、記録の丁数、原審の証拠番号等を簡明に引用特定していただけるとありがたいです。

#### ク 検察官控訴の場合の控訴趣意書の送達

検察官作成の控訴趣意書を受け取った場合、速やかに、被告人へ送達するほか、実務上、弁護人（主任弁護人が指定されているときには主任弁護人）にも送達しています。

#### ケ 答弁書の提出

答弁書の提出は、原則として任意ですし、控訴趣意書謄本を受け取った日から7日以内に差し出すことができます（刑事訴訟規則243条1項）。提出方法は、郵送でも可能です。

なお、ファクシミリによる提出は認められていません。

#### (2) 控訴趣意書差出最終日の変更の申出について

申出時期に制限はありませんが、変更を要する事情を具体的に主張していただく関係上、「書面」で提出してください。変更の申出は、職権発動を促すにすぎず、変更を認めるか否かは裁判体の裁量になります。例えば、私選弁護人が辞任し、新たに国選弁護人を選任したが、差出最終日までに当該事件の控訴趣意書を作成する時間的余裕がないケースなどで変更が認められたことがあるようです。

なお、控訴趣意書の提出権は、被告人及び弁護人が各別に持っていますので、例えば、A弁護人からなされた変更の申出に対する変更許可は、当然には、他の弁護人Bや被告人の差出最終日の変更とはならない点に留意してください（他の弁護人や被告人を含めて差出最終日の変更を求めるときには、その旨を明記してください）。

### (3) その他（控訴趣意補充書、被告人作成の控訴趣意書）

#### ア 控訴趣意補充書の提出について（新たな控訴趣意 の追加、弁護人交替の場合）

控訴趣意書差出最終日より前に提出された場合、控訴趣意書と同一に扱われます。

期間経過後に提出された場合、先に期間内に提出された控訴趣意書の記載を形式的に訂正したり、内容を敷衍するときには、「控訴趣意訂正書」または「控訴趣意補充書」として認められます。しかし、「新たな控訴趣意の追加」となるときには、裁判所が、刑事訴訟規則238条の「やむを得ない事情」によるものと認めない限り、裁判体から主張の撤回を促されたり、弁論の制限がなされることがありますので、留意してください。

なお、控訴趣意書提出後に弁護人が交替することがありますが、新たな弁護人であることを理由に、当然に、控訴趣意書差出最終日が指定されたり、先の最終日の変更が認められるわけではない点に留意してください。先に指定された控訴趣意書差出最終日まで、新たな弁護人が控訴趣意書を提出したり、期間経過後であっても（既に提出された控訴趣意書を前提に）控訴趣意補充書を提出することはもとより可能です。

また、控訴趣意補充書等の提出にあたっては、控訴趣意書を提出する場合と同様の部数の提出をお願いします。

#### イ 被告人作成の控訴趣意書について

被告人が提出した控訴趣意書は、法令に従った作成がなされていないことが少なくありません。例えば、形式面では、裁判所に提出する被告人の作成書面は、署名押印が必要となります（刑事訴訟規則60条、60条の2第2項）が、記名押印の場合

があります。また、実質面では、控訴趣意書には、控訴の理由を簡潔に明示しなければなりません（刑事訴訟規則240条）が、控訴理由が全く記載されていなかったり、法の定める疎明資料や保証書の添付がなかったり、「事実の援用」を欠いている場合があります。このような場合の取扱いは、裁判長の訴訟指揮によります。

## 6 事実取調請求

### (1) 請求時期について

刑事訴訟法393条の事実取調請求を行う場合、公判期日の1週間前から10日前までに請求書を提出していただきたいのですが、あらかじめ担当部に確認してください。

### (2) 請求書及び書証の写しについて(部数)

請求書については、印影のあるもの2部とその写し3部を、添付資料や書証写しについては各5部を提出してください。

### (3) 被告人質問や証人尋問を希望する場合(陳述書)

当事者において被告人質問を希望する場合、事実取調請求書に記載してください。

被告人質問や証人尋問を事実取調べ請求する場合、陳述書の添付は不要です。

## 7 公判期日を迎えるに当たり

### (1) 被告人の出頭義務

控訴審では、原則として、被告人に公判期日の出頭義務はありません（刑事訴訟法390条本文）が、被告人の公判期日に出頭する権利を保障するため、

召喚状（控訴審の召喚状には出頭義務はない旨の付記があります）を送達する方法により、公判期日を被告人に通知しています。

#### (2) 被告人の出頭希望

出頭希望の有無を事前に裁判所に御連絡いただく必要はありません。ただし、開廷時に被告人が不在の場合、裁判体において、公判を進めてよいか弁護人の意向を確認する場合がありますので、被告人の出頭予定の把握をお願いします。

#### (3) 刑事訴訟法 393 条 4 項の事実取調後の弁論 (弁論要旨の事前提出の可否)

事実取調後の弁論について弁論要旨を作成する場合、弁論要旨の事前提出の可否については、担当部に照会してください。

弁論要旨を提出する場合には、印影のあるもの2部、写しを3部お願いします。

#### (4) 期日の変更

期日変更申請書には、希望日を記載するほか、変更を必要とする事由について、具体的に疎明していただく必要があるのは原審の場合と同様です。急ぐときは第一報を書記官室に電話で御連絡いただき、その上で書面を提出していただいた方がよいと思われま

## 8 判決宣告後の手続について (上告申立て)

### (1) 窓口

最高裁宛ての上告申立書を高裁刑事訟廷事件係に提出してください（15階北）。

### (2) 形式不備の例

被告人が、記名押印しているケースが少なくありません。弁護人に認められる記名の例外規定は、被告人に対して適用されたり、準用されたりはしません（刑事訴訟規則60条、60条の2第2項）ので、被告人は、署名押印する必要があります。

そのほか、事件名の誤記、判決内容の誤記の例があります。

## 9 その他（抗告申立ての形式不備の例）

抗告申立書に理由を記載していないことがありますが、理由の記載をお願いします。申立書に申立理由の記載があると認められず、申立期間内に理由書の提出もないときは、手続がその規定に違反したものと、申立てを棄却すべきである（即時抗告又はこれに代わる異議申立てに関して、最三小決昭和54年11月6日刑集33巻7号685頁）とされていますので、御注意ください。

〈参考〉平成25年度司法統計刑事編掲載データ（東京高等裁判所部分を抜粋）

1. 被告人側控訴理由の状況（2以上の控訴理由がある場合にはそれぞれの理由欄に計上）

(1) 全体（第58表から抜粋）

終局総人員	控訴申立人 総数 (被告人側)	刑訴377条, 刑訴378条	訴訟手続の 法令違反 (刑訴379条)	法令適用の 誤り (刑訴380条)	量刑不当 (刑訴381条)	事実誤認 (刑訴382条)	判決後の情状 (刑訴393条 2項)	その他
2,235	2,217	43	150	94	1,551	755	138	7
	総数に占める割合	1.94%	6.77%	4.24%	69.96%	34.06%	6.22%	0.32%

(2) 第一審が裁判員裁判の控訴事件（第61表から抜粋）

終局総人員	控訴申立人 総数 (被告人側)	刑訴377条, 刑訴378条	訴訟手続の 法令違反 (刑訴379条)	法令適用の 誤り (刑訴380条)	量刑不当 (刑訴381条)	事実誤認 (刑訴382条)	判決後の情状 (刑訴393条 2項)	その他
189	187	11	30	12	129	135	13	3
	総数に占める割合	5.88%	16.04%	6.42%	68.98%	72.19%	6.95%	1.60%

2. 証拠方法の状況（第59表から抜粋）

終局総人員	事実の取調べ のあったもの (総数)	事実の取調べ のあったもの (被告人質問のみ)	証人調べの あった被告人 (総数)	鑑定があった 被告人	検証があった 被告人	書証・物証の 取調べ等の あった被告人
2,235	1,163	671	134	1	2	406
	総数に占める割合	57.70%	11.52%	0.09%	0.17%	34.91%

3. 処遇の状況（第60表から抜粋）

終局総人員	勾留された人員 (総数)	第一審判決 宣告後の釈放数 (保釈)
2,235	1,878	184

4. 控訴棄却の状況（第67表から抜粋, 2以上の控訴理由がある場合にはそれぞれの理由欄に計上）

(1) 総数

棄却人員	控訴申立人 総数 (被告人側)	刑訴377条, 刑訴378条	訴訟手続の 法令違反 (刑訴379条)	法令適用の 誤り (刑訴380条)	量刑不当 (刑訴381条)	事実誤認 (刑訴382条)	判決後の情状 (刑訴393条 2項)	その他
1,571	1,564	36	132	80	1,240	667	100	3
	総数に占める割合	2.30%	8.44%	5.12%	79.28%	42.65%	6.39%	0.19%

(2) (1)のうち、事実の取調べがあったもの

棄却人員	控訴申立人 総数 (被告人側)	刑訴377条, 刑訴378条	訴訟手続の 法令違反 (刑訴379条)	法令適用の 誤り (刑訴380条)	量刑不当 (刑訴381条)	事実誤認 (刑訴382条)	判決後の情状 (刑訴393条 2項)	その他
978	972	20	55	46	900	290	88	0
	総数に占める割合	2.06%	5.66%	4.73%	92.59%	29.84%	9.05%	0.00%

5. 控訴事件の破棄人員の状況（第69表から抜粋, 2以上の控訴理由がある場合にはそれぞれの理由欄に計上）

(1) 総数

破棄人員	控訴申立人 総数 (被告人側)	刑訴377条, 刑訴378条	訴訟手続の 法令違反 (刑訴379条)	法令適用の 誤り (刑訴380条)	量刑不当 (刑訴381条)	事実誤認 (刑訴382条)	判決後の情状 (刑訴393条 2項)	その他
246	238	7	12	13	215	69	34	4
	総数に占める割合	2.94%	5.04%	5.46%	90.34%	28.99%	14.29%	1.68%

(2) (1)のうち、事実の取調べがあったもの

破棄人員	控訴申立人 総数 (被告人側)	刑訴377条, 刑訴378条	訴訟手続の 法令違反 (刑訴379条)	法令適用の 誤り (刑訴380条)	量刑不当 (刑訴381条)	事実誤認 (刑訴382条)	判決後の情状 (刑訴393条 2項)	その他
213	208	5	9	7	198	46	34	2
	総数に占める割合	2.40%	4.33%	3.37%	95.19%	22.12%	16.35%	0.96%

\* 上記の表のうち、「総数に占める割合」部分は、編集部において、司法統計の数値に基づいて算出した値を記載した。\* 作成：LIBRA編集部

元プロ陸上選手

# 為末 大さん

400m ハードルの日本記録保持者であり世界陸上選手権で2度銅メダルを獲得し、陸上競技引退後は、書籍、SNS、テレビのコメンテーターとして様々な情報を発信し、最近ではテレビCMで俳優としての活動もされるなど幅広い分野で活躍を続けている為末大さん。

「考え」「議論」をすることを大切に、スポーツに限らず情報発信をしている為末さんに、スポーツ界のこと、ビジネスのこと、そして司法等について語っていただきました。

(聞き手・構成：高橋辰三, 神原あゆみ, 小峯 健介)



—— 為末さんといえばハードルの現役時代から情報発信をされていたイメージがありますが、アスリートが情報を発信するという点についての思いをお聞かせください。

僕はアスリートが発信するということはすごく意味があると思っていて、なかなかできない経験をしてきた人の話を聞きたいという人は多いと思うんです。僕はアスリートに社会で役割があるというのは、現役中だけじゃなく、引退後もその体験を語るということも含めてだと思っています。そこをアスリートは意識をして、何か社会に還元するというのをした方が、結果的にアスリートは社会から尊敬されて、それに憧れる子どもたちが増えて、スポーツ界全体も回る、そういうことをすべきかなと思っています。

そのためには、もう少しアスリートたちは意見を発して、かつ、できればスポーツ界もそういう自分の意見を言うようなアスリートに寛容であってほしいと思います。

—— 為末さんは今、テレビのコメンテーターとしてもご活躍ですが、現役を引退したら、このようなコメンテーター

とか、その他今現在やっていることをするだろうなという予想はしていましたか。

全然していなかったですね。僕はビジネスをしたいなどずっと思っていたので、何となく事業をしているというイメージがあったんですけど。ただ、テレビの世界にそんなに僕のニーズがあると思っていなかったの、それはそれで予想外ではあるんですけど。ただ、現役を引退するときに僕がやりたかった方向とはちょっと違うところに今、いますかね。

—— テレビのワイドショーとかニュース番組にも出ていらっしゃるの、本当にいろいろな問題が出てくると思いますが、テレビでコメントするにあたって、下準備、もしくは、心構えなどはありますか。

僕に知識は期待されていないというのが分かったので、もう調べないというふうに決めました。少し事実関係とかを調べたりはありますけど。僕の役割は何なのかというと、この問題の背景がどうなっているかなんて別に誰も僕に期待していなくて、見方が変わるということを期待しているんだと思うんです。

実はコメンテーターで呼ばれる最初のきっかけになったのは、都知事選でいろいろな都知事候補者が来られたとき、東京オリンピックにどうやって取り組むんですかということとか、ばーっと質問が相次いだときに、僕が東京オリンピックが終わった後にどうするんですかと言ったときに、みんながぴたっと止まったという瞬間があったんです。

例えば、2020年以降も2020年までにつくったものを使うわけじゃないですか。だから、そこを想定すると一体どういうものをつくるべきなんだろうとか。無邪気に素直に思ったことを言うということで、ちょっと見方が変わるということをたぶん期待されているのではないのでしょうか。

——2020年に東京オリンピックの開催が決まって、期待することはありますか。

僕は、2020年以降に日本社会が抱えるであろう高齢化や地方の問題などを、オリンピック、パラリンピックという一大イベントをきっかけにして、2020年以降、日本社会をどうつくっていくのかと考える視点が非常に重要だと思っています。

もう1つは、健康や人間の幸福感は、最後、コミュニケーションに行き着くことがすごく多いんですね。なので、コミュニケーションが円滑になるような社会をつくっていくためにスポーツをうまく使えないかというのは思っています。

例えば、ヨーロッパには、スポーツをしない人も結構入っているスポーツクラブがあるんです。そこには、バーとかカフェとかがあって、そこに行ったらコミュニケーションをとって帰っていく第3の場所になっているんです。

そういうものを日本の、特に地方に作って、一人暮らしの高齢者たちにも日常から連絡が取りやすくなっていくような、そういうコミュニティーを作るためにスポーツを利用することができればいいなと思います。

——現代人は運動不足だといわれていて、弁護士は特に

働き過ぎの傾向があると思うのですが、それでも体の感覚とうまく付き合っていくために日常的に意識すべきことというのは何かありますか。

歩行は人間にとって最も大きな運動なんだと思います。だから、一駅分歩いていただくとか、歩行をなるべくするというのは1つすごく簡単なことであると思います。僕は現役中に自分の身体と自分の心とか頭との関係にすごく興味がわいたんです。それは、認知心理学の領域なのですが、例えば、人間が笑顔になる条件で調べていくと、2番目か3番目につられ笑いが出てくるんです。自分の自発的な感情がどこから来るのかすごく興味があります。

僕が現役時代に思ったことは、全部自分の頭と心から発するんじゃないかと、体からアプローチして自分の頭とか体に影響を与えることは可能じゃないかと。だから、怒っていたら、それをどう鎮めるか考える前に椅子に座っちゃえとか。そうすると実際に怒りが鎮まるといわれていて、そういうのは結構面白いかなと思います。

——為末さんは『遊ぶ』が勝ち』（中公新書ラクレ）というご著書も出されていますが、運動のみならず仕事において遊びの感覚を失わないために意識できることはありますか。

職業にもよるとは思いますが、結局、遊びって何なのかというと、何かを思い付くこととそのアイデアを試してみても、それによるフィードバックがあってから考えること、そのPDCAサイクル（計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Act））みたいなことだと思います。その実験する感覚が重要だと思うんです。

僕の会社の仕事でも、試してみるということの奨励をするようにしています。だから、打ち合わせでも1時間の日と15分の日と30分の日とでどれが一番よかったとか、座る椅子の場所を変えてみるとか、試してみることを勧めています。人間はルーティン化すると気が付かない間に遊ばなくなっていくと思うので、いかにいつもと違う状況を組み込むかというのはすごく大事にしています。



——ハードル競技は個人競技であり、自分との戦いだとご説明されていますけれども、自問自答を繰り返して試行錯誤していく過程で人に意見を聞くタイミングというのはどうお考えですか。

非常に難しいですよ。僕はコーチを付けなくてやっていたんですけど、やっぱり苦しいときにアドバイスを聞くんですよ。一番難しい点は、栄養士の人に聞くとそれは栄養の問題だと、心理学の人に聞くとそれはメンタルの問題だと、コーチに聞くとそれはお前の問題だと言うんです。要は、それぞれ本業のアドバイスなんですよ。

結局、取捨選択するのは自分じゃなきゃいけないわけ。だから、アドバイスを聞いて、最大の問題というのは誰の話を聞かないかということだと思います。私はある程度人で絞りで込んで、本当のことを言いそうな人のアドバイスを聞いていました。

——コメンテーターとは別に「為末大学」という、議論をすることにかかわるイベントの取り組みもされていますが、そのきっかけなどは何ですか。

アメリカにいたときにすごく感じたんですよ。アメリカに感化されて日本に帰ってきて、思ったことを言うようになったら波風立っちゃったみたいな経験があって、何でこれはだめなんだろうって。平気で「原爆はあった方がいいの、ない方がいいの？」と言われてたりするんですよ。少しでも答えに詰まったら詰まったで、もうすぐに次の人に質問がいったということ。僕は原爆のことを聞かれてびっくりしたんです。原爆に対して、「どう?」「アメリカに怒っているの、怒っていないの?」って。決めておかなきゃいけないんですね、そのときの自分の位置を。それなりのロジックで。

——日本がアメリカのように訴訟が多くなるような社会に近づくのかどうかという話題がありますが、司法について考えていることはありますか。

どうしようもない局面ってあると思うんです。最後、

結局、(専門家に) 投げなきゃいけない局面というのが。自分たちだけじゃ決められないから、どこかに持ち込んで決めるということは必要だと思うんですけど、アメリカみたいにはならないにしても、どこかで日本社会の中でもうまく折り合う場所というのは出てくるんじゃないかと思うんです。

だから、今の方向であれば歓迎すべき方向じゃないかと思いますが、もう少し法律家の人たちが社会の中に入って行く方向で。例えば、スポーツの選手選考でよく出てくるんです。日本一になったんだけど、オリンピック選考に外れたというのが。昔の選手はそれは協会の判断ですからというので終わっていたのが、今は明確な理由は何なのかを開示を求めるといって例は出てきているので、僕はこれはスポーツ選手の自立の上では大事なことだと思うんですけど。ただ、これがいちゃもんみたいにあちこちに増えていくと、結構それはそれで生きづらいと思うので、いいバランスというのを日本社会の中で見つけていけるんじゃないかと思うんですけどね。

——最近、スポーツ界の問題点をマスコミなり、選手なりが発信して、世の中で意見が出てくることがあります。あのような一般の意見のスポーツ界への影響について、感じられることはありますか。

子どものときに、30年ぐらい前ですかね、父親に連れられて広島会社に行って、納会というのに出たんです。そのときの空気がスポーツ界の空気そのまんまなんです。特にスポーツ界が特殊じゃないんですけど、ただ、30年前の日本社会を反映していて、女性社員の方たちが奥にいて、男性は真ん中で堂々と女性がお茶をくむのを待っていて。

スポーツ界ってある種、聖域的なところがあって、スポーツの社会は一般社会とは違うんだみたいをやっていたんですけど、普通の社会のコンプライアンスとかが持ち込まれ始めたら、協会の方でやっていたなあなあところが全部浮き出てきちゃって非常に戸惑っていると。僕はいい傾向だと思うんですよ。

健康や人間の幸福感は、最後、コミュニケーションに行き着くことが多い。なので、コミュニケーションが円滑になるような社会をつくっていくためにスポーツをうまく使えないかと思っています。

為末 大

結局、そうならざるを得ないところがあると思うので、それをいかにやっていくかという点ではいいなと思うんです。

ただ、一番の問題は、いまだにあるんですけど、選手がスポーツの問題について発言すると、だいたいその選手の引退後もそのスポーツの世界なんです。そこで不利を被るから、現役時代に何も言えないという構図があるんですけど、これは変えるべきだと思います。選手が中心なので、選手たちから自分の意見が出て、それらが反映された組織運営がされるべきだと思うんです。ちょっとまだそこがグレーになっている感じがします。

——今、弁護士は、東京だけでも1万5,000人以上いて、この数年でかなり増えてきており、競争というものも当然出てきているんですけども、その中で生き残っていく、または、必要とされる弁護士には何が求められているとお考えですか。

本当に僕は何も分からないのですが、でも、最近、昔はよく分からない堅い世界だと思ってきたのが少しずつ分かってきました。ちなみにうちの会社なんかでいくと、自分の肖像に関することというのがよく分からないので相談したいとかありますけど、法律のことで困っている人は結構いると思うんです。簡単に相談できて、いい人に当たるシステムってないかなというのはいつも思うんですけどね。

もう1つは、その問題って法律の問題ですよとい

うことだと知らずにやっていることが結構あったりするので、それを指摘するところまでケアしてくれると非常にうれしい感じがしますね。いろいろなことをやっていて困っているんだけど、それは法律で解決できますよというところまで、簡単に言うと、お客さんというイメージですかね。クライアントのニーズを拾って、そこに対してうまく適応していくというのはどの商売でも大事なことだと。

話は変わりますが、ITの世界が入ってきた後の職業の変化がどうなるのかについてすごく興味があります。会計士さんとかはもう戦々恐々としていて、どこでバリューを出すかというのは重要な点だと思います。中には、スポーツのコーチもかなりITの力でできるんじゃないかと言っている人や、コーチは無理にしても、どの選手を選ぶかITの力でできるようになるんじゃないかと言っている人もいます。どの世界もITが来たときに自分がどう変化すればいいのか困っている気がします。

——本日はどうもありがとうございました。

#### プロフィール ためすえ・だい

スプリント競技における日本初の世界大会メダリスト。五輪はシドニー、アテネ、北京の3大会に連続出場。2012年に現役を引退。執筆、テレビ出演等多方面でスポーツと社会についての活動を広げている。競技に打ち込む独自のスタイルと自分を見つめて思索する姿が感銘を呼び、「走る哲学者」と言われている。

# News & Topics

## 東日本大震災復興支援企画 シンポジウム 「報道と弁護士はそれぞれ、何ができて何ができなかったのか」を開催 ——写真展、物産展も実施

東日本大震災から4年が経過した今年3月、東京弁護士会では、昨年7月の高校生写真展等の「ツタエル」企画に続く震災復興支援企画の第2弾として、「風化させない」という標語のもと、写真展、シンポジウム、被災地の物産展（販売会）を実施した。シンポジウムは2015年3月23日（月）午後6時30分から8時30分まで、弁護士会館2階クレオで行われ、約130名が参加した。

\*表紙裏にシンポジウムのカラー写真掲載

### 岩手の部

会員 高砂 太郎 (64期)

2014年7月に開催した「ツタエル」写真展で宮城を紹介したことから、今回、津波被災地として岩手を取りあげ、当時現地の取材にあたった地方紙と全国紙の記者から話を聞いた。

#### 被災直後の報道と弁護士

岩手日報は、被災者に向け、生存者情報と生活情報（食料、医療、行政窓口等）を優先的に報道し、岩手弁護士会も、早期（3月28日）に開始した巡回法律相談で相談の多かった事項（行政窓口、公共料金の支払等）を中心に岩手弁護士会ニュースに記載し、岩手日報に折り込んで対応した。

新聞社に膨大な情報が集まり紙面を割けない中、この方法は極めて有効であった。弁護士会の情報発信のヒントになる。

#### 二重ローン問題をめぐる報道と弁護士

二重ローン問題については、報道・弁護士ともに、個人債務者の私的整理に関するガイドラインをうまく周知できていなかったのが実情である。

弁護士が説明会を開催したことで、報道機関も複雑な制度内容を理解できるようになり、二重ローン問題とガイドラインを報道できるレベルになった。

このことは、弁護士が市民や報道機関に向けて積極的に情報発信することの重要性を示している。もっとも、法律相談に足を向けさせるには口コミが有効との東野真和記者の意見は、粘り強いアウトリーチ活動の必要性を示唆している。

### パネリスト

#### 太田代 剛 記者（岩手日報社）

現岩手日報社北上支局長。陸前高田支局、報道部盛岡広域担当、同県政担当などを経て、2011年3月11日当時震災報道班デスク。

#### 萩尾 信也 記者（毎日新聞社）

1964年からの8年間に三陸ですごす。震災翌日被災地に飛び、5月から「三陸物語」を連載。2012年度日本記者クラブ賞を受賞。

#### 東野 真和 記者（朝日新聞社）

2002年から盛岡支局。2009年特別報道センター、2011年震災後大槌町駐在。著書『駐在記者発 大槌町 震災からの365日』（岩波書店）など。

#### 瀧上 明 弁護士（東京弁護士会）

釜石ひまわり基金法律事務所初代所長。震災対応のため東京から釜石市に戻り、2011年7月岩手はまゆり法律事務所を開設。

また、太田代剛記者と瀧上明弁護士は、今後発生する大規模震災でも二重ローン問題は起こりえ、立法的解決に向け弁護士と報道が協力すべきであると、強く述べていた。

#### 障がい者をめぐる報道と弁護士

障がい者に関する法律相談は、瀧上弁護士が担当した中ではなかった。障がい者が他の被災者達に埋もれ、その存在が認識されにくい状態にあったためである。

萩尾信也記者は、障がい者の避難に不可欠な障がい者情報の収集について、個人情報保護を盾に議論を停滞させることの愚を特に強調していた。また、全ての被災者に生じる著しい情報障害への対応も検討すべきとも指摘していた。障がい者自身が自らの要望を伝える必要があるとの萩尾記者の言葉は印象的であった。

弁護士会がきめ細かに声を拾い上げ、より効果的に国へ伝える必要がある。報道も、弁護士会の優れた意見書と共に実情を報道してほしい。

### 土地収用とまちづくりをめぐる報道と弁護士

事業用地確保の迅速化については、県と弁護士会が立法要請の意見書を提出した。岩手日報も、同意見書の内容と共に用地取得の問題を報道し、被災地全体で用地取得の迅速化を求めた。

結果として、同意見書の内容とは異なるが、復興特区法の改正による用地確保の迅速化に結び付いた。被災自治体・弁護士会・報道が法改正に向け協働した数少ない例で、今後、この経験を生かしていくべきである。

まちづくりは、弁護士の業務とは全く趣が異なるが、東京弁護士会でまちづくりPTが設置されているように、ノウハウが生かせる部分は少なくない。弁護士が積極的にまちづくりに参画していくべきである。

### おわりに

岩手の部は、極めて限られた時間の中で多岐の論点に触れた。そのため、個々の問題点に深く言及できなかったことに心残りはあるが、「報道と弁護士」という新しい視点で震災を見つめ直すことで、弁護士会の復興支援活動の幅を広げることができた。

弁護士は、法曹として、国と市民との間にあって法や制度を被災者に伝え、また、法律相談を通じて被災者に直に触れる者として、要望を集約し、立法事実として国へ伝えるべきである。

報道と弁護士が協力し、弁護士と市民、双方向の「伝える仕組み」を構築することが被災者支援につながるのである。そのために、弁護士会が報道と「連携」する必要があると考える。

瀧上弁護士の、弁護士会には依然高い信頼が寄せられており、震災時においても積極的に意見・情報を発信すべきとの発言は、傾聴すべきである。

## 福島の一部

会員 紙子 陽子 (62期)

福島からは、震災当時、被災地で走り回って活動し、また政策立案の現場に密着して問題に切り込んできた20代から30代の報道記者、弁護士のパネリストに集まっていた。

### 震災直後、被災地での取材・弁護

川口敦子記者（朝日新聞社）は、震災直後の取材体験から、福島にいるのに福島がどうなっているか記者も把握できないでいたが、一般の方からは「もっと何か情報を知っているのに国の統制で言えないでしょ？」と何度も言われた、情報が錯綜していた、と振り返った。地震・津波・原発事故の三重の問題を抱える福島の一人ひとりの異なる痛みを受け止めて伝えてきたが、東京社会部へ移り東京五輪も担当、東京と福島の温度差を肌で感じているとのことである。

佐藤真莉子記者（NHK）は、震災直後、すぐに福島の津波遺族の取材を始めた。しかし福島の映像を東京本局に送っても、テレビに映るのは宮城、岩手の津波で福島のこと流れない。福島の人は次々と民放にチャンネルを変えて

### パネリスト

#### 日野 行介 記者（毎日新聞社）

「調査報道」をモットーに原発マネーや核燃料サイクル問題、原発事故後は低線量被ばく等に取り組む。著書に『福島原発事故 県民健康管理調査の闇』（岩波新書）等。

#### 川口 敦子 記者（朝日新聞社）

福島総局（福島市）勤務時、東日本大震災に遭う。震災後は主に、放射能対策を取る学校現場や、双葉町、大熊町など線量の高い地域から避難している家族の取材を重ねる。

#### 佐藤 真莉子 記者（NHK）

福島放送局配属時に南相馬市原町区で東日本大震災に遭い、すぐに津波被害の取材を開始。津波と原発事故で二重の苦しみを負った遺族を多く取材。

#### 加畑 貴義 弁護士（東京弁護士会）

法テラス福島法律事務所2代目所長。事故直後高線量の福島に残る。朝日新聞特別報道部「プロメテウスの罫」（学研）第7巻「事故と犯罪」にその活動が取り上げられた。

いく。そのような悔しい体験を原点に、原発避難によって津波にさらわれた家族を捜しに行けなかった遺族を多く取材した。「原発避難区域で少なくとも餓死者が5人いた」と番組で報じ、原発事故で失われた命はないという国の主張に対し疑問を投げかけた。

震災当時、法テラス福島の所長だった加畑貴義弁護士は、

# News & Topics

「家族のある者や女性の弁護士は心置きなく避難させ、独身で家族がなく裁判員裁判に対応できる自分たちが残ろう」と決意して、高線量の福島市内において殺人事件の国選弁護等に当たった。

加畑弁護士は、報道の力を感じた出来事として、避難所で透析患者用の特別の食事を提供しよう知事に要請したが、県庁も議員も混乱状態で、弁護士の要望書など相手にしてくれなかったときに、毎日新聞の記者に興味を持っていただき記事にいただいた、その後、約1週間で透析患者用の弁当の提供が実現したことを挙げた。

## 中長期的な被災者支援、復興政策の問題

日野行介記者（毎日新聞社）は、これまで福島県の県民健康管理調査や、子ども・被災者生活支援法の理念が骨抜きにされた過程を、調査報道し鋭く論じてきた。原発事故の問題はこれまで線量基準により矮小化されてきたが、今は「事故後」処理を早く終わらせようとする時間の矮小化が進んでいること、加害者である国の責任も矮小化されていることを指摘した。また、政策決定の場が非公開であることに触れ、「出てきたものをそのまま認めていたら報道の使命は果たされない」「隠し事は許さない」と、率直な怒りを表現された。

加畑弁護士は、子ども・被災者生活支援法は、避難する／しない、帰る／帰らない、すべての個人の選択を尊重して支援することを法の理念とするのに、現状は避難を続けている人への支援が薄い、これはなぜかと問いかけた。

佐藤記者は、震災から2年目以降、福島の人々の抱える問題が非常に個別化・多様化したこと、誰に寄り添って報道すればよいのか、原発ADRや賠償の問題についてどう伝えることが福島の人のためになるのか、悩んだことを語った。

## 報道と弁護士が協働できること

川口記者は、一口に被災者といっても置かれた立場はバラバラで震災格差が生じている、しかし賠償について正しい情報が共有されていず、「あの人はあんなにもらっている」という臆測ベースの話が余計に人の関係を悪化させていると指摘し、報道と弁護士が提携して、賠償の実態について正しい情報を示すこともひとつの方法ではないかと述べた。弁護士が踏み込めないところにも記者が踏み入っていき、困っている人々の声を拾い上げるという協力のしかたも提示した。

日野記者は、弁護士と報道が共闘すべきは、情報の共有化だと述べた。事故後の被災者対応について、弁護士は賠償の問題に関心を集中させがちだが、今取材している住宅問題など行政支援も複雑に絡む。記者と弁護士の信頼関係を基盤に、情報の共有化を進めることが必要と語った。

## 司会の感想

テーマが決まった当初、私たちは「報道と弁護士はどう絡むのか？」と悩みながら打ち合わせを重ねた。しかし、今回のパネリストとの対話で、報道と弁護士がともに目指すもの（守りたい健康・命、暮らし、人権）が見えてきた。そのために、私たちは社会・政策をマクロな視点で捉え、政策や司法の課題を克服するために活動し、他方、一人ひとりの小さな声をよく聞き、個別の問題に対処し解決しなければならぬ。いずれにも、報道と弁護士は、協働して互いの力を発揮していけるはずである。

信念を持ち、誠実に対象に向き合う記者や弁護士と、信頼関係に基づくネットワークを築き、ともに原発事故・震災後の日本が抱える問題の解決に努力していきたいと考えた。

## 物産展

宮城、岩手、福島から4業者が出店



シンポジウムが開かれた3月23日（月）の午後0時30分から午後8時30分まで、弁護士会館2階クレオ前のラウンジに宮城、岩手、福島から4業者が出店した。被災地の様々な物産が並び、会員や職員、シンポ参加者等が買い求めていた。被災地支援のため、今後も被災地の産業復興に役立つ企画が望まれる。

## 写真展

～被災地から霞が関へ～

写真展は、被災3県の地元新聞社にご協力いただき、3月10日（火）から3月25日（水）までの土・日曜を除く毎日、午前9時から午後7時（25日は午後5時）まで行った。限られたスペースに多数の写真を展示するため、3月16日までの前期と17日から25日までの後期に分け、展示替えをした。

### 前期（3月10日～16日）

河北新報から20枚、岩手日報から24枚の写真が展示された。河北新報の写真は、津波が襲う瞬間やその後の車や船が流された被災当時の衝撃的な状況を生々しく伝えていた。岩手日報の写真には、子どもたちの笑顔や墓前で手を合わせる家族の写真など、人の温かさ、復興への祈りと希望を感じさせる写真も含まれていた。東京弁護士会役員や職員が昨年8月、福島県富岡町を訪問視察したときの写真8枚も展示された。

### 後期（3月17日～25日）

福島民報の写真30枚が加わり、地震・津波に加え原発事故の被害状況が多面的に示され、東日本大震災の複雑かつ甚大な被害状況が浮き彫りになった。

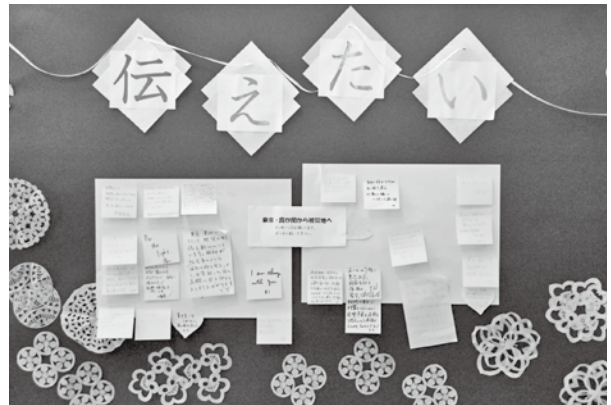
3月23日には望月義夫環境大臣が写真展と、同日開催された物産展を視察された。写真展の来場者は12日間で1555名となった。

## 伝えたい

～霞が関から被災地へ～

### アンケートが語る写真展

- 戦後の焼け跡のような印象。生き残った人々への支援は日本人全体の問題だ。今後も震災は起こり得るので支援のための法整備をすべきだ。生き残った人々のその後が厳しいものであってはいけない。
- 被災から数日後にもかかわらず元気に遊ぶ子どもたちの姿が印象的。
- 4年たっても進まない復興に腹が立つ。不都合な情報を



出さない東電や国のスタンスは疑問。

- 今後もこのような企画を続けてほしい。
- 弁護士はもっと国に対して発言力をもっともいいのではないか。

### メッセージボードに寄せられた想い

写真展会場には、被災地への想いを込めた折鶴コーナーが設けられるとともに、メッセージボードが設置された。

- 弁護士として被災者に対して何ができるか、被災から何を学ぶか、常に考え続けている。
- 大人の責任としてこの状況をどうにかして変えなければと、切に思う。
- あまりにもひどく胸が痛む。一生忘れない。
- 涙をこらえながら写真を見た。
- 仮設住宅で苦しい生活を余儀なくさせられている方々を思うと政治の無為無策に腹が立つ。
- 一緒にいます。負けないで。
- 東京の私たちがもう少し頑張ります。
- 原発事故の恐怖を忘れたとき次の事故が起こるのでは。

## シンポジウム「新たに始まる医療事故調査制度について」

東京三弁護士会医療関係事件検討協議会委員 木下 正一郎 (54 期)

東京三弁護士会医療関係事件検討協議会は、2015年1月29日、クレオにて、シンポジウム「『新たに始まる医療事故調査制度について』～公正な医療事故調査制度の確立のために～」を開催した。

医療事故の原因究明・再発防止のため、2014年6月、医療事故調査制度が法制化され、本年10月より施行される。本制度では、医療事故が起こった場合、医療機関が院内で事故調査を行い、その結果に納得がいかない場合等には、第三者の医療事故調査機関に調査を求めることができる。現在、省令・運用ガイドライン策定のための作業が行われている。

シンポジウムでは、まず基調報告として、厚生労働省医政局総務課医療安全推進室長大坪寛子氏、医師であり一般社団法人日本医療安全調査機構事務局長を務める木村壮介氏及び当職の3名が報告を行った。

大坪氏は、本制度の法制化に至る経緯と制度の内容について報告した。木村氏は、制度法制化に先立って日本医療安全調査機構が実践してきた「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」について説明し、調査においては、事故が発生した医療機関自身の努力、中立公正な外部の医療専門家による検証が必要であり、透明性が図られた仕組みとしなければならないとの報告をした。当職は、本制度において報告・調査の対象となる医療事故の範囲、調査報告書の取り扱い等、パネルディスカッションにつなげる論点提起を行った。

続いて、基調報告者のほかに宮澤潤会員、児玉安司弁護士（第二東京弁護士会）を加え、鈴木利廣会員をコーディネーターとするパネルディスカッションを行った。

宮澤会員は、本制度の目的に照らし、医療事故の範囲は広く捉え、調査では原因の究明・分析、再発防止策の提言を行い、調査報告書を遺族に交付して説明すべきであると述べた。児玉弁護士は、医療において多数の死亡事例が生じている中、本制度はサンプリング調査としての性格を有し、この15年の間に行われてきた医療事故調査の取り組みを支援し発展させていくべきであると述べた。

紛争の防止と本制度との関係について、木村氏は、本制度は調査をして専門的な評価をするものなので、紛争を解決する姿勢で臨むわけではないが、遺族に対しきちんと調査した結果を示していくことが遺族の納得につながると答えた。また、医療事故調査において弁護士が、医療者の視点に偏らない、一般の目から見て分かりやすく明快な調査結果を導く上で、大きな役割を果たしていると説明した。児玉弁護士は、本制度に関与することによって、弁護士が関係者間の情報共有、相互理解及び関係修復を図ることが期待されるとの考えを述べた。

その後、会場から、多数の死亡事例を調査するためには解剖医が不足しておりその養成が必要ではないかとの質問がなされた。これに対しパネリストより、調査の対象となる事例を年間1300～2000件と予想していること、Ai（死亡時画像診断）も活用しすべての事例で解剖を行うわけではないこと、過去の調査で臨床診断が解剖によって覆ったものは4%であり、全例で解剖を行わなくても対応できると考えられることなどが述べられた。

本シンポジウムが、医療事故調査制度に対する参加者の理解を深め、公正な運用のために何が必要かを考えるきっかけとなれば幸いである。

# 裁判官の職務情報提供推進委員会 始動

弁護士が提供する職務情報が、裁判官の再任適否や人事評価の資料となる

裁判官の職務情報提供推進委員会委員長 水野 賢一 (38 期)

## 1 裁判官の職務情報提供推進委員会

裁判官選考検討委員会は、本年4月より、裁判官の職務情報提供推進委員会に名称を変更し、心機一転活動を始めた。

弁護士等の提供する裁判官の職務情報を、裁判官の再任適否の判断や人事評価の資料とするのが、いわゆる外部情報提供制度である。これには最高裁判所が制定した下級裁判所裁判官指名諮問委員会規則に基づくものと、裁判官の人事評価に関する規則に基づくものとのふたつがある。弁護士の提供する裁判官の職務情報が、裁判官の再任適否の判断や人事評価の資料となるのである。

当委員会は、会員が行うこれらの裁判官の職務情報提供を推進することを主な活動内容としている。しかしながら、裁判官選考検討委員会という名称では、この活動内容が会員にうまく伝わっていないのではないかと考え、今回、名称変更を行った。当委員会の主な活動内容の理解を得るとともに、会員による裁判官の職務情報提供がより積極的に行われることを期待する。

なお、外部情報提供制度においては、職務情報提供者の氏名は、当該裁判官には知られない仕組みとなっている。

## 2 裁判官の再任適否の判断資料となる職務情報

最高裁判所の下級裁判所裁判官指名諮問委員会規則に基づく外部情報提供制度は、再任期裁判官に関する再任適否の判断資料となる職務情報の提供を求めるものである。

再任期裁判官の再任適否についての下級裁判所裁判官指名諮問委員会の意見申述が、例年、4月任官の裁判官については12月に、10月任官の裁判官については7月になされている。このため、それぞれの約2月前である10月と5月とに、該当する再任期裁判官に関する職務情報の提供が求められる。

弁護士の提供する再任期裁判官に関する職務情報が、裁判所内部では把握していない情報であった場合などは、提供した職務情報が再任適否の判断に大きく影響することになる。再任期裁判官の再任適否につい

ての下級裁判所裁判官指名諮問委員会の意見申述が適正になされるための職務情報の提供を、会員が積極的に行うことを期待する。

## 3 人事評価の資料となる職務情報

最高裁判所の裁判官の人事評価に関する規則に基づく外部情報提供制度は、人事評価の資料となる裁判官の職務情報の提供を求めるものである。

裁判官の人事評価の基準日が毎年8月1日で、評価権者による面談が7月になされることから、6月末までに裁判官の職務情報の提供をすることが求められる。弁護士の提供する裁判官の職務情報は、評価権者が行う人事評価における貴重な資料として活用されている。裁判官に対する人事評価が適正になされるための職務情報の提供を、会員が積極的に行うことを期待する。

## 4 報告書提出をご検討ください

裁判官の職務情報の提供方法について定められた様式はなく、適宜、高等裁判所や地方裁判所の各総務課長宛に提出することとなっているが、当委員会では、報告書の雛型を用意するとともに、報告書提出の取り次ぎを行っている。

裁判官の職務情報の提供に協力いただける会員は、雛型を利用して報告書を作成し、取次依頼書と会員の事務所封筒(報告書通数分)とともに、司法調査課に提出されたい。報告書雛型や取次依頼書は、会員室に備え置きしており、会員サイトからダウンロードすることもできる(東弁WEB会員専用ページ→左下にある「裁判官に関する情報提供のお願い」をクリック→「裁判官の職務情報を提出する方法」をクリック)。

取次依頼を受けるに際しては、裁判官の職務情報について会(当委員会)と共有することの承諾をお願いしている。共有の承諾を得た裁判官の職務情報については、当委員会の目的に資するよう適切に利用させていただいている。

\*問い合わせ先：司法調査課 TEL.03-3581-2207



# 今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

## 第47回 四会憲法市民シンポジウム(5/30)にご参加を！

憲法問題対策センター委員長代行 伊井 和彦 (37 期)

日弁連及び東弁・一弁・二弁の四会は、毎年、憲法記念日（5月3日）のある5月に、憲法記念行事として憲法問題に関する市民向けシンポジウムを四会共催で実施しており、今年は東弁担当で5月30日（土）に「クレオ」で、右記のテーマで開催される。

憲法第13条の「個人の尊重」規定は、「お国のため」の名のもとに多くの犠牲が払われた戦争経験を踏まえ、恒久平和と基本的人権保障の礎として規定されたものである。しかし、昨今の政治や社会の状況は、そのような「個人の尊重」よりも、偏狭な愛国心を煽って「国益」や「国の名誉」を優先させる風潮が蔓延しつつあり、異論を封じ込めるような強引な政治決定や、暴力的言動で自らと反対の立場の者を徹底的に攻撃・排斥する社会事象が頻発している。

「特定秘密保護法」の施行や、「政府の憲法解釈変更に基づく集団的自衛権行使の容認とその具体的立法」等の強引な政治決定は、まさにそのような「個人より国家を優先すべき」という考え方の具現化であるし、他方、社会においても、マイノリティに向けられた人種差別とも言えるヘイト・スピーチ問題や、慰安婦報道に端を発した元新聞記者やその家族へのネット等による個人攻撃の問題、あるいは「反日」「売国奴」「非国民」という言葉がネットやマスコミを使った個人攻撃で流布されている風潮等が、深刻な問題となっている。

そこで、これらの問題が憲法13条「個人の尊重」を蔑ろにする憲法の基本理念そのものの危機なのだとすることを一般市民にアピールするために、本年度はこのようなテーマとなったものである。

具体的なプログラムは、右記のとおり予定されている。

特に第2部の問題は、表現・言論の自由の規制の問題とも絡み、弁護士の間でもいろいろ議論があるところであり、われわれ弁護士も市民とともに対応を考えていかなければならない問題である。

多くの会員のご参加を期待したい。

### 四会憲法記念行事シンポジウム

「今、あらためて『個人の尊重』（憲法13条）を考える～『国益』や『国の名誉』の名のもとに何が起きているか」

日時：2015年5月30日（土）

午後1時～4時

場所：弁護士会館2階講堂クレオ

#### 第1部 政治の場で今何が起きているか

講演「集団的自衛権の立法化問題・秘密保護法施行問題の核心」

講師：青井未帆氏（憲法学者、学習院大学教授）

#### 第2部 社会で今何が起きているか

- マイノリティに向けられるヘイト・スピーチ問題
- 慰安婦報道に端を発した元新聞記者やその家族への個人攻撃問題
- 「売国奴」「反日」等の言葉が個人攻撃で流布される風潮

パネリスト：田中伸尚氏（ノンフィクション作家）

青木 理氏（ジャーナリスト）

師岡康子氏（東京弁護士会会員）

青井未帆氏（憲法学者）

# 近時の労働判例

～労働法制特別委員会若手会員から～

第29回 津地裁平成26年2月28日判決（鈴鹿さくら病院事件）  
〔判例時報2235号102頁〕



労働法制特別委員会委員 道上 貴美子 (66期)

## 1 事案の概要

- (1) 平成24年6月頃、Y病院の職員により構成された労働組合(X1)及びその上部組織の労働組合(X2)は、Yと、Yが管理職2名及び一般職員且つ非組合員2名に対して行った、賃金表に基づかない特別手当等の増額支給の是正等に関する団体交渉を行ったが、Yから納得のいく回答はなかった。
- (2) そこで、X1は、実施時間帯を夜勤時間帯、実施場所を「2病棟」という4棟ある入院病棟の内1棟に限ることとして、ストライキの実施を決定し、同年8月16日に口頭で、翌日に文書でYに通告した上、20日よりストライキを開始した。
- (3) しかし、Yは、同月20日、入院患者の生命・身体の安全等を被保全権利として本件ストライキ禁止の仮処分申立てを行ったところ、裁判所は口頭弁論及び審尋を経ることなく、22日、本件ストライキ禁止の仮処分を決定したことから、Xらは本件ストライキを中止した。
- (4) 同月29日、裁判所はYに対し起訴命令を出したが、Yは同月30日、本件仮処分申立てを取り下げ、担保取り消し決定を申し立てたことから、同年9月12日、Xらは、本件仮処分申立てはXらのストライキの権利を侵害する不法行為であるとして、Yに合計1100万円の損害賠償の支払いを求める訴えを提起した。

## 2 争点（一部抜粋）

- (1) Yによる本件仮処分申立ての不法行為該当性
- (2) Xらの損害額

## 3 裁判所の判断

- (1) Yによる本件仮処分申立ての不法行為該当性  
ア 「仮処分申立てが不法行為に該当するとして提起された損害賠償訴訟において、仮処分申立てに係る

被保全権利が当初から存在しないことが明らかになった場合にも、特段の事情のない限り、申立人の過失が推認されると解するのが相当である。」

イ 本件ストライキの正当性について、本件団交事項はいずれも義務的団交事項にあたること、本件ストライキの経緯につき「本件増額支給問題についてのYの不誠実な対応が本件ストライキを引き起こしたといえる」こと、同態様につき「本件ストライキにより患者の生命・身体に危険が生ずる具体的な危険性があつたとは認められない」ことを認定し、これら「諸般の事情を総合考慮すると、本件ストライキは正当なものであつたというべきである。」とした。

ウ 「本件ストライキ時に2病棟の患者の生命・身体に危険が生ずるような具体的な兆候があつたわけではないし、Yは、本件ストライキ期間中の臨時のシフトを組むこともできていた上、保安要員として外部の看護師を手配することもできていたのであるから、本件ストライキにより患者の生命・身体に危険が生ずる具体的な危険性があつたとは認められない。また、Yは、Xらに対し、保安要員の提供を要請した際、Xらから求められた本件ストライキ期間中のシフト表を開示せず、保安要員の必要性について具体的な説明をしていないのであるから、Yにおいて、入院患者の生命・身体の安全を確保するための真摯な努力をしたということもできない。したがって、Yが本件ストライキの差止めを求める被保全権利を有していたとはいえないから、本件仮処分申立ては被保全権利を欠く違法なものというべきである。」

エ 「Yは、Xらから本件増額支給の事実を問い質されてもこれを知らないという虚偽の返答をした上、Xらから繰り返し本件増額支給の調査・解明の要請がされたにもかかわらず、本件増額支給の事実を否定する回答を続けたものであり、Xらから本件ストライキの通告を受けた際にも、本件増額支給について事実を明らかにすることなく、本件仮処分申立てに及んだものであるから、かかる経緯にかんがみれば、Yは、

Xらによる本件増額支給問題の追及を封じるための手段として本件仮処分申立てに及んだといっても過言ではない。したがって、過失の推認を覆す上記特段の事情は認められないことはもとより、Yには本件仮処分申立てに及んでXらの正当な争議権を侵害したことについて故意あるいは故意に比肩すべき重過失があるというべきである。」

オ 「以上によれば、XらはYによる違法な本件仮処分申立てにより、正当な争議権を侵害されたものであり、YにはXらの争議権の侵害につき故意あるいは重過失があるというべきであるから、Yによる本件仮処分申立てはXらに対する不法行為に該当するというべきである。」

## (2) Xらの損害

「本件増額支給問題についてのYの対応の不誠実さ、本件ストライキの正当性、組合にとっての争議権の重要性などの諸般の事情を総合考慮すると、Xらが受けた無形的な損害の額は各150万円とするのが相当である。」

## 4 本判決の検討

### (1) 被保全権利の有無と過失の関係

本判決が、被保全権利の不存在を認定し、そのことからYの過失を推認している点については、真実、被保全権利が存在すると信じたうえで仮処分申立てを行った後、事後的に被保全権利がないと判断された場合に過失が推認されるとするのは債権者に酷ではないかとの批判もあり得るが、仮処分制度において、債権者は被保全権利の存在を疎明すれば足りる一方、立担保が必要である等、損害賠償請求を受ける一定のリスクを織り込み済みの制度であり、また、本判決は、本件仮処分の申立てを「Xらによる本件増額支給問題の追及を封じるための手段として本件仮処分申立てに及んだといっても過言ではない。」とまで断じて権利濫用性を指摘していることから、その結論は支持されるも

のと思われる。

### (2) 精神病院における争議行為の可否

最高裁昭和39年8月4日民集18巻7号1263頁（以下「昭和39年判決」という。）は、「病院の従業員が争議行為を行うにあたっては、予め患者の生命・身体の保全に遺憾なきを期するとともに、患者の身体・精神の回復を図るべき病院の使命に対する管理者側の真摯な努力にも拘らず、緊急事態発生の客観的危険性が現われた場合には、その善後措置に協力すべき義務があり、これを故なく拒否すれば、争議行為は、その点においてもまた、不当になるもの、と解するのが相当である。」と判示している。本判決は、昭和39年判決を明示的には引用していないが、本件ストライキに至る経緯等を具体的詳細に認定し、Xらが計画したストライキにより入院患者の安全に具体的な危険が発生する兆候があったわけではなく、また、Yにおいて患者の安全を図るための真摯な姿勢がなかったこと等を認定したうえで本件ストライキの正当性を判断しており、昭和39年判決を十分に意識したものとなっている。なお、本判決控訴審判決（名古屋高裁平成26年11月27日判例集未掲載）は、昭和39年判決を引用したうえで判断している。

### (3) 本件仮処分決定の問題点

ところで、本件仮処分決定に際しては、本件仮処分申立てが仮の地位を定める仮処分であることから、口頭弁論または審尋が必要であるにもかかわらず（民事保全法23条2項、4項）、これらを経ずに決定がなされている。保安要員の提供がXらから申し出されていること、現にYは外部から保安要員を確保していたこと等に鑑みれば、同条4項ただし書きの「その期日を経ることにより仮処分命令の申立ての目的を達することができない事情」は認められないものと思われ、本件仮処分決定自体が民事保全法23条4項違反と言われても仕方がないと考えられる。

# 東と弁往來

第39回

## 青森県法テラス・ひまわり公設事務所 現場視察交流会



弁護士法人北千住パブリック法律事務所  
会員 中嶋 翼 (67期)

法テラス青森法律事務所  
(青森県青森市)  
つがるひまわり基金法律事務所  
さくら総合法律事務所  
(青森県五所川原市)

### 1. はじめに

2015年2月27日、公設事務所運営特別委員会の委員や公設事務所の若手弁護士を中心とする総勢17名で、法テラス青森法律事務所（青森県青森市）、つがるひまわり基金法律事務所（青森県五所川原市）、さくら総合法律事務所（青森県五所川原市）を訪問しました。

### 2. 法テラス青森法律事務所

法テラス青森法律事務所には、小沢博之弁護士（64期、当会出身）、平井健太郎弁護士（65期）、北窓弘之弁護士（65期）の合計3名のスタッフ弁護士が勤務しています。事務所はJR青森駅近くの青森市中心部に位置する広々としたオフィスビルの中にあり、法テラス青森地方事務所とは別の場所です。所内には弁護士3名の予定を一覧できるホワイトボードが設置され、Googleカレンダーと併用することで所内での情報共有に努めているそうです。東京・中野坂上にある法テラス本部とのデータのやりとりもあるそうで、デジタル化による仕事の効率化が図られていると感じました。

法テラス八戸法律事務所、法テラスむつ法律事務所も含めた青森県内の法テラスの特徴として、地元の弁護士では受任しきれない困難な案件、採算が合わない等のため受任がためらわれる案件、前任弁護士に辞任された案件、地元の弁護士が利益相反になって受任できない案件等が相当数あるそうです。青森県弁護士会は会員数が100名をこえ、昔に比べるとだいぶ弁護士の人数は増えていますが、地元の弁護士だけでは対

応しきれない案件も現実によく存在しており、スタッフ弁護士の必要性は高いとのことでした。

事件の類型としては、前述のような地元弁護士では対応困難な一般民事・家事・クレサラ事件を中心とし、一定数の刑事事件も扱っています。そして、現在は、県内の福祉機関等との連携活動に特に力を入れているそうです。具体的には、スタッフ弁護士と法テラス青森地方事務所職員が、県内40市町村の各役所（高齢者・障がい者福祉担当部署）や地域包括支援センター等を直接訪問し、法的問題を抱える人々の掘り起こしのための協力等を依頼し、法テラスの業務説明や講演活動の広報もするというものです。直接訪問して直接話をするこの意義は大きく、法テラスの業務内容を具体的には知らなかったり、知っていても相談の電話をかけるには心理的ハードルが高かった関係機関職員から、講演依頼や相談の電話が多数来るようになったそうです。関係機関との連携を通じて、全ての人と司法を結ぶ架け橋になるという法テラスの理念を全うするべく努力しているとのことでした。



青森での交流会

### 3. つがるひまわり基金法律事務所・さくら総合法律事務所



松田亘平弁護士

つがるひまわり基金法律事務所は、2007年11月19日に設立された公設法律事務所であり、松田亘平弁護士（66期）が4代目所長として2015年1月から勤務されています。さくら総合法律事務所は、2002年1月30日に設立された五所川原ひまわり

基金法律事務所を前身とし、所長の花田勝彦弁護士（50期、当会出身）がそのまま現地に定着されてできた事務所です。両事務所とも、五所川原駅近くのオフィスビル（それぞれ別のビル）の一角にあります。

青森地裁五所川原支部管内は、西津軽郡、北津軽郡と五所川原市からなり、西北五地域と呼ばれていません。管内人口は約16万人ですが、それに対して弁護士は6名です。管内の案件は、その大半をつがるひまわり基金法律事務所とさくら総合法律事務所で開催しているとのことでした。

事件の種類としては、以前はクレサラ事件が大きな割合を占めていましたが、最近是一般民事・家事事件の割合が増加しています。刑事事件の数はごくわずかですが、起訴後に被告人が弘前拘置支所に移送されると、冬場は接見に赴くのが大変だそうです。私たちが視察をした日も、天候が急変して雹が降ってきたり吹雪に見舞われるなど、北国の気候の厳しさの一端を垣間見ることになりましたが、このような悪天候の中で長距離移動をしなければならないとなると、北国出身ではない弁護士は体力・精神力ともに相当タフでないといけないと感じました。

五所川原で仕事をする苦勞として、冬場の悪天候による事故の危険のほかに、法律相談や尋問等の際に



五所川原での交流会

津軽弁が聞き取れず対応に苦慮することが挙げられました。また、地域の平均収入が東京に比べて非常に低く大半の案件が法律扶助事件であるため、事務所経営のためにたくさん受任しなければならず、処理が追いつかなくなる悩みをいつも抱えているそうです。一方で、多様な事件を扱うことができ好奇心を刺激されるとともに、過疎地ならではの人の密接な関係のなかで依頼者の人生に残る活動ができることのやりがいは大きいと感じました。

### 4. おわりに

スタッフ弁護士やひまわり基金弁護士が地方に赴任する意味はなんでしょうか。

過疎地型公設事務所や法テラス4号（過疎対応）事務所ができた当初から、弁護士の人的不足を補うという側面は重視されてきたようです。特に地方では、前述のような地理的・気候的な問題や採算の問題によって受け手のいない事件はたくさんあるため、かかる側面は依然として重要でしょう。

しかし、地方でも弁護士の人数が増えた現在、人的不足を補うというだけではスタッフ弁護士やひまわり基金弁護士の存在意義として不十分でしょう。青森の法テラスでは、福祉機関等に実際に足を運ぶことで関係者と顔をつなぎ、今までは法的問題として顕在化することなく埋もれていたような案件を掘り起こす活動をしていました。五所川原の法律事務所では、身近に弁護士が全くおらず弁護士に相談するという発想自体が乏しかった地域の状況を変える努力をしてきたようです。このように、新たに受任のルートを確保していく「砕氷船」としての役割は、地域住民のためにも、事件の掘り起こしという目に見える結果を出して法テラスや公設事務所に対する地元弁護士会の理解を深めてもらうためにも、今後ますます赴任した弁護士に求められることになりそうです。

ひとりひとりの弁護士にできる個々の仕事は小さなものかもしれませんが、しかし、地道な活動を積み重ねていくことで、少しずつ成果を生み出していける。今回、青森で奮闘されている弁護士の活動を目の当たりにして、改めてそのように感じました。私も、ひとりの弁護士として、自分に何ができるか、何をすべきかを常に意識して、今後も日々の仕事に取り組んでいきたいと思えます。

平成27年2月5日開催

## 東京地方裁判所委員会「インターネットに関する民事事件の状況」報告

第二東京弁護士会会員 小林 克信 (36期)

本年2月5日に開催された第34回東京地方裁判所委員会の内容を報告します。本報告は、東京三会地・家裁バックアップ協議会の委嘱を受け、三会の地方裁判所委員会委員が持ち回りで執筆しております。

今回のテーマは「インターネットに関する民事事件の状況」です。

### ◆ 裁判員記者会見について

まず、大手新聞の論説委員（市民委員）から「裁判員記者会見について」の話がありました。その目的は、司法参加の貴重な経験を伝え社会全体で共有する、新たな制度による司法権の行使が適正に行われているかを検証する点にあるとされます。制度発足当時、裁判員経験者の負担や守秘義務の取扱いを巡って、新聞協会と最高裁が協議を重ね、また東京地裁と司法記者クラブとの間でも具体的な記者会見の方法を協議して、「裁判員経験者の意向を最大限尊重する」、「地裁が記者会見の参加依頼を行う」、「映像取材は同意した人のみ冒頭撮影」等のルール化を行って、記者会見が実施されました。記者会見では、「量刑が難しい」、「裁判員のパンフレットの言葉が固い」等の経験者の生の言葉を聞くことができ、制度の改善のヒントにもなっていることが報告されました。

### ◆ インターネット関係の仮処分の実情についての説明

保全部の裁判官から説明がありました。東京地裁では、平成22年の175件に対し、平成26年は607件と増加し、平成26年の仮処分中の約34%を占めています。平成26年の申立の内訳は、①「投稿記事の仮の削除」のみが143件、②「発信者情報の開示」のみが136件、③「仮の削除」＋「発信者情報の開示」が122件、④「発信者情報消去禁止」のみが181件、⑤その他が25件。平均審理期間は、外国法人の場合を含めて概ね19日間、審尋回数は大多数が3回までで、債務者は外国法人も多いです。

### ◆ 主な質疑応答

- 利用しやすくするために、保証金をなしにしたり、安くしたりできないかとの意見に対して、保証金は記事の多寡等により10万円から50万円が多いが、コンテンツプロバイダが争い、投稿者からプロバイダが損害賠償請求を受ける危険があり得るので保証金は必要との説明でした。
- 削除に時間がかかるとその間に記事が拡散するため、審理期間を短縮する等の工夫が必要ではないかとの意見が出ました。
- 外国のプロバイダに関して、削除に応じる場合もあり、2回の呼出しで反応がない場合は、仮の削除を命じることもあるとの説明でした。
- 市民委員から、インターネットに詳しい弁護士を弁護士会が直ぐに紹介できるようにしてほしいとの意見も出されました。

### ◆ その他（中目黒分室について）

地裁所長より、目黒区中目黒2丁目の東京高裁・地裁の合同庁舎の新設計画に関し、新庁舎には知財高裁の全部、東京地裁のビジネス関連部（知財、商事、破産）の移転を予定し、平成27年度取得を前提に土壤汚染の調査費を予算要求していること、平成33年頃の開庁を目指していることの説明がありました。新庁舎の建設に際しては、市民が利用しやすいように意見を聞くようにしてほしいとの意見が出されました。

### ◆ 今後の地裁委員会

平成27年6月12日（金）午後3時

テーマ：裁判員制度に関する広報の最近の取り組み

地裁・家裁の各委員会で取り上げてもらいたい話題やご意見等があれば、下記当会バックアップ協議会担当者（東京弁護士会司法調査課）までご連絡願います。

\*問い合わせ先：司法調査課 TEL.03-3581-2207



会員 増子 和毅

## 「美味しい」「安い」「早い」をモットーに。

### 1 登録して1年余を振り返る

修習生時代、私は、いわゆる就活（勤務弁護士として採用してくれる法律事務所等を探す活動のこと）の際の履歴書の自由記載欄に、「美味しい」「安い」「早い」を事件処理のモットーとしたいと記載しました。某大手牛丼チェーンみたいですね（笑）。

本稿では、弁護士として活動した1年余の経験に基づいて、弁護士にとってこの各モットーがいかに役立つのかを述べます。ただし、私は一般民事（と刑事弁護）と呼ばれる分野で働いていますので、以下、一般民事のお話だとしてご理解ください。

### 2 「美味しい」

弁護士大増員時代となり、一般民事の分野において弁護士が提供するリーガルサービスは、均質化してしまったと言えるかもしれません。すると、経済法則に従い、他の弁護士との価格競争になりがちです。依頼者から「よその事務所のサイトでは〇〇円と書いてありました」「見積書を出してください」と言われたことがあります。

しかしながら、依頼者にとって、味（事件処理の経過と結果）も大事。やはり「安かろう」「悪かろう」では困るのです。特に裁判となれば1年以上かかることもあるので、期日ごとに逐一経過を報告することが依頼者からの信頼につながるのではないかと思います。

昨今、弁護士業界においても、マニュアル本の出版が続いています。私は、従来からある本格的な書籍（含む、判例集）やこれらマニュアル本から得た知識と、先輩弁護士や仲間の弁護士から受けた教示を道標として、紛争の解決及び予防に励みたいのです。

### 3 「安い」

弁護士費用については、2つの局面に分けて考えてみます。

まずは、「初めての受任」の局面。既述のとおり、価格競争は避けて通れません。よそ（相場観）より高いと、受任に至らないことや、ご紹介者にクレームがいつてしまうことが懸念されます。よほど「付加価値」を付ける自信がない限り、「安い」ことが求められます。「安くして、また来てもらったほうがイイよね」という政策判断もありえます。

次に、「2回目以降の受任」の局面。「初めての受任」の結果、過去の依頼者から「先生にぜひお願いしたい」と言っていただけなので、単純な価格競争からは逃れられます。実際の価格設定は、依頼者が過去にどれだけ「美味しい」と思ってくれたかによります。2回目以降は、より「美味しい」

のハードルが上がると思いますので、それでもなお「美味しい」と思っていたるように研鑽を積んでいこうと思います。

### 4 「早い」

実は、某大手牛丼チェーン店が最後に挙げるこの要素こそが、依頼者にとって一番重要なのだと思います。

「美味しい」「安い」の判断は難しいですが、「早い」の判断は簡単です。たくさんの事件処理が同時並行しているのですから、当該弁護士にとっては、当該依頼者は「数ある依頼者のうちの一人」です。ところが、当該依頼者にとっては、当該弁護士は「オンリーワン」です。「他の仕事があるので待ってください」だと、依頼者はがっかりしてしまいます。

弁護士の中には、携帯電話の番号を依頼者には「教えない」という方もいるかと思いますが、私たちの世代だと、「教える」、「着歴に気がついたら、とにかくコールバックする」ことが必要なのではないでしょうか。

夜中の3時過ぎに知人から携帯電話に着信があり、すぐにコールバックしてみると、警察官が電話に出て、とても驚いた経験があります。弁護士であることを伝え、本人に代わってもらい、事情を聞くと、警察に捕まったので助けてほしいとのことでした。私はこの依頼を受け、すぐに始発で警察署に接見に行き、翌日に釈放となりました。今後も依頼者からのSOSに「早い」対応を心掛けたいと思います。

### 5 「楽しむ」を追加

「楽しむ」というと、不謹慎かもしれません。また、弁護士稼業は、肉体的にも、精神的にも、負荷が大きいです。ですが、私は、弁護士稼業を「楽しむ」気持ちを忘れないでいたいのです。

弁護士稼業ではありとあらゆる知識が役に立ちます。無駄な知識はありません。その知識が直接事件の解決に結びつくこともあれば、依頼者とのコミュニケーションに役立つこともあります。様々な案件を経験することにより世の中のことをより広く深く知ることができる楽しみがあります。学生時代、私は、お金を払って勉強していました。今は、お金を頂戴して勉強しています（ここでの「勉強」は広い意味でとらえてください）。依頼者からお金を頂戴して、勉強し、良い結果を出せれば、当然、依頼者に感謝してもらえる。さらに、かりに良い結果を出せなくても、過程を評価していただければ、依頼者に感謝してもらえるのです。

私は、弁護士という職業を天職だと思い、研鑽に励みます。

# わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

35期

## 大きな時代の洗礼を受けて



会員 牧野 二郎 (35期)

ロッキード事件、田中角栄氏の裁判傍聴が一番印象的な修習だったように思う。東京地裁の入り口では、その日の田中氏の入廷を前に、カメラマンが壁を作っていた。われわれ修習生が入る度に「カメラテスト」が行われた。いっせいにフラッシュを浴びるなど、生まれて初めての経験であったが、ことの重大さを再確認しながらも、まぶしくもあり、なぜか気恥ずかしくもあった。

裁判傍聴が許されて、法廷へ向かう際、裁判所のエレベータに田中氏が護衛とともに乗り込んできた。直前に乗っていたわれわれは短時間であったが、ご一緒することとなった。田中氏は小柄ではあったが、堂々とし、さらにどことなく親しみも感じられた。いわゆる田中法廷に入ると、大きいはずの法廷が、多くの検事と弁護人でうずまり、おまけに修習生も割り込んでいるのだから、とても狭い感じをうけた。短い間であったが、大きな時代の転換期の中にいる実感をひしひしと感じる修習だった。

そんな時代であったものだから、検察教官の力の入れようも相当だった。確信に満ちた口調で、「巨悪を許さない」と正面を見つめながら、堂々と話す姿は、まぶしかった。不正なものには許さない、という検察官の毅然たる姿は、青年修習生の正義感に見事にシンクロしたものだ。

刑事裁判では、後の最高裁長官になられた島田仁郎判事のご指導をいただいたが、判事の前では、裁判官志望を口に出すことが恥ずかしくなるほど、小さな自分を発見したが、それでもただ、島田判事の裁判官の姿にあこがれていたのが懐かしい。

刑事裁判官にあこがれていたが、裁判実務で検察の正義感に魅了され、二回試験まで迷い続けた。ただ、現実問題として我と我が身を振り返ったときに、己の我侷、身勝手さを知るにつけ、公僕となる覚悟は定まらず、修習の終わり頃になって官をあきらめる決心がついた。仲間に誘われ、幾つかの事務所訪問はしたものの、なぜか魅力を感じることはなかった。

ただ、研修所で刑事弁護のご指導をいただいた表久雄先生（千葉県弁護士会）から、最後の授業で事実認定をめぐり、さまざまな可能性や考え方を語ったとき「君はいい弁護士になるよ」と、にっこりと微笑んでほめていただいたことがあった。そのとき初めて、弁護士になる勇気をいただいたように思う。

あの当時は、法科大学院という制度は無く、合格後に2年間、じっくり指導をいただき、職業人となることの重大性を身にしみて理解できる仕組みであった。私の修習生時代は、歴史の激動を体感しつつ、私の弁護士としての人生観を育んだ時代であったように思う。

私が研修所に通っていたころ、かわいいおかつぱ頭の幼児であった息子が、いまや修習生になり、毎日実務修習先や研修所に通い、夜遅くまで勉強している。夜遅く、議論を吹かけられ、あたふたしてしまうが、対等に議論ができることがうれしくもあり、頼もしくも思う。彼らは、我々の時代の2年間の研修を、1年間で詰め込むのだから、それは大変だろう。厳しい研修になっていると聞くと、実務の厳しさをぜひ体感し、職業人としての覚悟、矜持を培ってほしい。この1年で、私とは違う新しい法曹としての修習の成果が出ることを楽しみにしている。





# 後ろ向きで前向きなスポーツ

会員 竹内 沙織 (66期)

後ろ向きで前向きなスポーツ。

という思い当たる方はいらっしゃるだろうか。水の上を後ろ向きに進む、団体競技。

ボートである。ボートといっても、競艇ではなく、レガッタとも言われる競技ボートの方である。

漕手は後ろ向きで漕いでいくため、前が見えないので、コックスとよばれる船頭役が1人前向きで乗り、舵取りや声かけをするという仕組みになっている。

ボートは、原則2000メートルの距離を、全力で漕いで進む競技である。陸上で2000メートルを全力疾走するのもかなり疲れると思うが、水上の場合は水の抵抗も加わるので、さらに大変である。

そのわりに、ボートはとても速い。8人乗りの競技では、2000メートルを5、6分で走り抜ける。

私は大学時代、体育会ボート部にマネージャーとして所属していた。プレイヤーは埼玉県の前橋市で合宿所生活をしながら大学に通う。マネージャーは自宅から週2回は前橋へ通い、練習に付いてビデオ撮りをしたり、ご飯作りを行ったりする。

周囲の方からは、「なぜボート部に入ったの?」とよく聞かれるが、あまりはっきりした理由はない。大学1年生の時に勧誘されて新入生歓迎バーベキューにいき、前橋市でボートに乗せてもらったがとても楽しかったのと、部内の先輩後輩の雰囲気がとてもよかったので、勢いだけで入った感じである。

当時私は実家の千葉県から2時間かけて前橋まで通っていたので、いま考えると恐ろしい移動時間だが、当時は普通に通っていた。

プレイヤーはほとんどが大学にボートで推薦入学してきており、日本を目指して日々練習していた。大会は夏場から秋にかけて毎月のように開催され、マネージャーは大会準備などを行う。プレイヤーもマネージャーも体力勝負で大変だが、楽しい。

現役を引退した後も、同期達とちよくちよ

く定期的にレースを見に行っていた。中でも盛り上がるのは、全日本大学選手権大会（インカレ）である。これは大学の日本一を決めるという、野球という甲子園のような大会である。皆本気で日本一を狙ってきているので、色々なドラマが見られる。特に見どころなのは1500メートルに差し掛かる辺りである。序盤はとても良いタイムで来ていたが、この辺りで皆の漕ぐタイミングが合わなくなってしまい、一気に順位を下げてしまうチーム。逆に、序盤は出遅れていたのに、1500メートル付近で一気に加速して、1位を取るチームなどなど。最後まで1位・2位を争って、抜きつ抜かれつしながら判定にもつれ込むレースも多い。

近くで見ると、コックスの声掛けやプレイヤーの雄叫びが聞こえたりして、とても臨場感がある。一番のおすすめは、自転車で、選手がボートを漕いでいる横の道を伴走することである。横を見ながらかなりの速さで自転車を漕ぐことになるけれど（前方不注意で自転車事故になりそうになったことは何度もある）、一緒に漕いだような気になれる。

前橋まで足を運ぶのは大変だけれど、近くまで来られたときには、ちょっとボートコースを覗いてみていただきたい。後ろ向きで進んでいるけれど、前向きな掛け声が聞こえてくるはずである。コース周辺にあるたくさんの合宿所と涼しげな水面が見られて、癒されるかもしれませんよ。

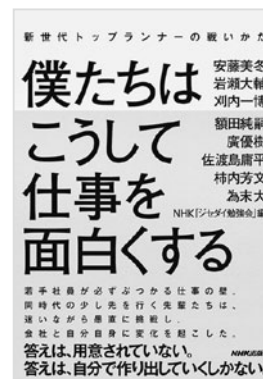


## 『新世代トップランナーの戦いかた 僕たちはこうして仕事を面白くする』

NHK「ジセダイ勉強会」編 NHK 出版 1,400円(本体)

同世代の目標や問題意識から得られる  
多くの、ちょっとした「気づき」

会員 小峯 健介 (57期)



本書は、いわゆるビジネス書であり、「これからの日本を担うと期待される新世代のトップランナー8名の言葉と仕事術をまとめたもの」(「はじめに」より)です。

普段この手のビジネス書はほとんど読まないのですが、広報委員会の活動を通じて知り合った知人の弁護士に紹介されたのを機に読んでみました。編集チームのリーダーの方が私と同じ1980年生まれであり、編集チームのメンバーの方も私とほぼ同世代であることや、本書で紹介されている8名の方(1976年～80年生まれ)も私とほぼ同世代であることなども、本書に興味をひかれた理由の一つです。

本書で紹介されているのは、①安藤美冬氏、②岩瀬大輔氏、③刈内一博氏、④額田純嗣氏、⑤廣優樹氏、⑥佐渡島庸平氏、⑦柿内芳文氏、⑧為末大氏の8名です。8名の仕事内容や活躍されている分野はそれぞれ異なりますが、本書では、各人各様の仕事に対する考え方や仕事上の工夫等が語られています。1名あたりの分量は約30頁弱ですので、移動中の電車内や業務の隙間時間などに手軽に読むことができます。

本書は、主として会社や組織で働いている、20代・30代の若手・中堅のビジネスパーソン向けに書かれた本のようなのです。私たち弁護士についていえば、必ずしも会社や組織で働いているわけではありませんので、その意味では、本書が対象としている典型的な読者層からは少し外れているのかもしれませんが。ただそれ

でも、業務に取り組む上での姿勢という点においては共通する部分も少なくないと思いますので、主として20代・30代の方には、日々の業務に取り組むにあたって何かしらのヒントが得られるのではないかと思います。

気がつけば弁護士登録後10年あまりが経過しました。何かと慌ただしく過ぎ去っていく日常から少し目を離して、一歩引いた視点からあらためて自分の業務のあり方を見つめ直してみますと、いろいろと思悩むこと、考えること、焦ることも少なくありません。とりわけ近時の弁護士を取り巻く環境は厳しく、将来への不安は尽きることがありません。そのような中で本書を読んで、多くの、ちょっとした「気づき」を得たように思います。自分とほぼ同じような世代の方が、どのようなことを考え、どのようなことに悩み、どのように工夫をし、どのような目標や問題意識を持って仕事に取り組んでいるのか等が語られている本書の内容には、刺激を受けるところが少なくありません。歳の離れた人生の大先輩からのアドバイスというのではなく、自分とほぼ同世代の方が率直に語っているからこそ、素直に受け入れやすいのだと思います。

私たち弁護士の業務について仕事を「面白くする」というと何か語弊があるかもしれませんが、本書を読んで、日々の業務の中で自分なりの目標や問題意識を持って工夫をすることによって、まだまだ仕事を「面白くする」余地があるのではないかと感じさせられました。

## 当会会員の刑事事件判決についての会長談話

本日、当会吉田勸会員が、弁護士法違反（非弁提携）の罪で懲役1年執行猶予3年という有罪判決を受けました。

判決で認定された事実は典型的な非弁提携であって、弁護士に対する信頼を著しく損なうものであり、由々しき事態であると厳粛に受け止めております。

当会では、2013年に預り金等の取扱いに関する会規の改正を行い、多重債務整理事件の処理における非弁提携などの不祥

事根絶に向けた努力を続けているところです。

本判決を受けて、今後とも弁護士に対する市民の信頼確保のために全力で取り組んでいく所存です。

2015年3月27日

東京弁護士会会長 高中 正彦

## 自衛隊を「軍」と表現した安倍首相の発言の撤回を求め、集団的自衛権行使に道を開く安全保障法制化に反対する会長声明

安倍晋三内閣総理大臣は、3月20日、参議院予算委員会において、自衛隊が各国の軍隊と共同訓練を実施している目的などについての質問に対し、「『わが軍』の透明性を上げていくことについては大きな成果を上げている」と答弁し、自衛隊を「軍」と述べた。

もとより、憲法9条2項は「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」と明記しており、自衛隊の合憲性そのものが争われてきたところ、歴代政府が「自衛隊は、軍隊でも戦力でもなく自衛力である」として合憲性を説明してきたに過ぎない。しかるに、安倍首相は自衛隊を「わが軍」と呼び、憲法の明文をも無視したものであり、憲法尊重擁護義務（憲法99条）を負う首相の発言として到底看過することは出来ない。

自衛隊については、第一次安倍内閣当時の2006年12月に閣議決定された政府答弁書においても「自衛のための必要最小限度を超える実力を保持し得ない等の制約を課せられており、通常の観念で考えられる軍隊とは異なるものと考えている」として、軍隊とは区別しており、上記安倍首相発言はこの政府見解とも矛盾している。

安倍内閣は昨年7月、歴代政府の憲法解釈を変更して集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を強行し、それを受けて、今月20日には、自由民主党・公明党が、集団的自衛権行使を可能にする武力攻撃事態法や自衛隊法の改正など安保法制化に大筋で合意した。安倍首相の発言は、現在準備している安保法制によりわが国の安全保障体制が根本的に変質（自衛隊の軍隊化）することを念頭に置いた発言と言わざるを得ない。

同時に、安倍首相の発言は、自由民主党が2012年に公表した憲法草案に規定する国防軍の創設を先取りしようとするものとも言える。

当会は、自衛隊を戦争する軍隊へと変容させ、日本を再び戦争する国へと導くことにつながるとも言える安倍首相の発言の撤回を求めるとともに、集団的自衛権行使へと道を開く関連法制の改正に強く反対する。

2015年3月30日

東京弁護士会会長 高中 正彦

## 東京弁護士会 公認団体のご紹介

当会は2015年3月に「同好会の公認に関する細則」を制定し、公認した団体には団体公認証を交付することとしました。この度、「棋友会」（公認第1号）と「将棋会」（公認第2号）が公認団体として認証を受けました。公認団体は、本会の業務に支障のない範囲内で、広報協力や施設提供等を受けられます。詳細は、会員課までお問い合わせください（会員課 TEL 03-3581-2203）。

囲碁愛好家の皆様へ

### 棋友会（囲碁）

代表幹事 水津 正臣（25期）

この度、東京弁護士会でわが棋友会が公認団体第1号として認定されました。棋友会を代表して会の内容をご紹介させていただきます。

棋友会は東京弁護士会の囲碁愛好者のための囲碁サークルです。

その歴史は古く、戦前からあったのではないかとされていますが、少なくとも40年以上前から活動していたようです。

現在、棋友会には140名余りの会員がいらっしゃいますが、囲碁の愛好家、またこれから囲碁を始めたいという会員・職員の方々は、もっともっと多いと思います。

会館4階第2会員室には、碁盤が常時8面置いてありますので、いつでも誰とでも打てます。

是非、お気軽に棋友会の仲間にお入り下さい。

#### 棋友会の概要

##### 1 会員資格

弁護士、弁護士会職員  
囲碁の棋力は不問（初心者大歓迎！）

##### 2 会費

年1万円（入会1年目の方と職員の方は免除！）

##### 3 主な活動

###### ①定例会

毎月第1火曜日と第3水曜日の17:30～21:00に  
弁護士会館4階第2会員室で開催しています。  
参加費無料！

###### ②新春囲碁大会・夏季囲碁大会

###### ③法曹囲碁大会（11月23日）への参加

将棋愛好家の皆様へ

### 将棋会

幹事長 平賀 睦夫（20期）

いま、メディアで将棋の話題が多く取り上げられています。人間とコンピュータとの戦い、株主優待で生活するなど個性的な棋士、そして次々と記録を塗り替える羽生名人。嬉しいことに、わが東弁将棋会も入会希望者が増えています。60期代はもちろん、ベテランの先生も、女性も来会されます。棋力は初級者から高段者までバランスよく分布し、「観る将棋ファン」も多くいらっしゃいます。活動の中心は弁護士会館4階「第2会員室」での例会で、棋士の片上大輔六段、北尾まどか女流二段の指導対局、会員相互の親睦対局を行っています。参加者は通常で20人程度です。年1回は土曜日に千駄ヶ谷の将棋会館でプロの対局室を借り切り、トップ棋士（渡辺棋王、郷田王将、佐藤九段、先崎九段、藤井九段など）に指導を受けます。また、近年は職団戦にも参戦しており、チーム数は3チームにまで増えました。

日曜日のひとときをNHK杯戦でお楽しみの皆さん、仕事中にこっそりタイトル戦のネット中継を覗いている皆さん、ソフトに負けて熱くなってしまう皆さん、「将棋ウォーズ」でつい「棋神」を使ってしまう皆さん、ぜひ一度、東弁将棋会にお越しください。例会ごとの会費で運営しており年会費は無料、他会会員の参加も歓迎です。

**法制史**

『契約と紛争の比較史料学 中近世における社会秩序と文書』 臼井佐知子/吉川弘文館

**外国法**

『アメリカ・インディアン法研究 1 インディアン政策史』 藤田尚則/北樹出版  
 『アメリカ・インディアン法研究 2 国内の従属国』 藤田尚則/北樹出版  
 『英国再保険法の基礎知識 一問一答』 稲田行祐/保険毎日新聞社  
 『日本企業のためのシンガポール進出戦略ガイド Q&A』 久保光太郎/中央経済社  
 『アメリカ改正特許法 日米の弁護士・弁理士による実務的解説』 Kirkland & Ellis LLP/発明推進協会  
 『アメリカ放送契約論』 磯本典章/信山社

**憲法**

『ヘイト・スピーチに抗する人びと』 神原元/新日本出版社  
 『インターネットの憲法学 新版』 松井茂記/岩波書店  
 『Q&A DV事件の実務 改訂 相談から保護命令・離婚事件まで』 打越さく良/日本加除出版  
 『憲法 2 設題解説』 法書会  
 『憲法と知識人 憲法問題研究会の軌跡』 邱静/岩波書店  
 『人事・総務のためのマイナンバー制度』 梅屋真一郎/労務行政

**行政法**

『区画整理の活用』 大場民男/三恵社  
 『道路管理の手引 第5次改訂』 道路法令研究会/ぎょうせい

**警察・消防法**

『現場警察官権限解説 第3版 上巻』 田村正博/立花書房  
 『現場警察官権限解説 第3版 下巻』 田村正博/立花書房  
 『民事介入暴力対策マニュアル 第5版』 東京弁護士会民事介入暴力対策特別委員会/ぎょうせい  
 『緊急自動車の法令と実務 6訂版 緊急自動車の26の特例から19の判例まで』 交通法令研究会/東京法令出版  
 『これでわかる! 実例火災調査書類 2訂版』 名古屋消防局/東京法令出版

**税法**

『Q&A 税務選択の適正判断 迷いかちな類似税務の落とし穴』 四方田彰/清文社  
 『税法解釈の限界を考える 判例・裁決の批判的検討』 粟津明博/日本評論社  
 『クロスボーダー取引課税のフロンティア』 中里実/有斐閣  
 『税理士制度と納税環境整備 税理士法33条の2の機能』 川股修二/北海道大学出版会  
 『Q&A 実務国税徴収法』 黒坂昭一/大蔵財務協会  
 『法人税<租税特別措置法>税制改正詳解 平成26年度』 竹内陽一/清文社  
 『Q&A プロ選手・開業医・芸能人等特殊事情に係る所得税実務 業種による固有なケースの諸問題』 小田満/税務経理協会  
 『居住用財産の3,000万円特別控除と軽減税率100問100答』 大久保昭佳/清文社  
 『減価償却実務問答集 平成26年12月改訂』 秀島友和/納税協会連合会  
 『同族会社相続の法務と税務』 山川一陽/学陽書房

『ゼミナール相続税法 平成27年1月改訂』 橋本守次/大蔵財務協会  
 『うまくいく生前贈与』 税理士法人タックスアイズ/税務経理協会  
 『あなただけできる! 相続税申告書の書き方と争族円満解決』 阿部員大/税務経理協会  
 『相続税申告で迷いかちな債権・債務 法務・税務の取扱いと留意点』 小林磨寿美/清文社  
 『相続税法特有の更正の請求の実務 相続税法第32条の規定についてご存知ですか?』 松本好正/大蔵財務協会  
 『消費税調査の手続と対応 これで安心! 税務調査』 加地宏行/清文社

**民法**

『公益法人・一般法人の立入検査について そのポイントと対策』 鈴木勝治/公益法人協会  
 『契約書作成のプロセスを学ぶ ビジネスに寄り添う契約実務の思考法』 鈴木学/中央経済社  
 『交渉破棄責任の実証的研究』 千野博之/日本評論社  
 『製造物責任 判例ハンドブック』 羽成守/青林書院  
 『現代家族の法と実務 多様化する家族像』 小島妙子/日本加除出版  
 『成年後見相談対応の実務 チェックポイントとケース・スタディ』 成年後見センターリーガルサポート/新日本法規出版  
 『遺言相談標準ハンドブック』 奈良恒則/日本法令  
 『特別縁故者をめぐる法律実務 類型別のポイントと書式』 北岡秀晃/新日本法規出版  
 『自動車保険の概況 平成26年度』 損害保険料率算出機構/損害保険料率算出機構  
 『ベーシック高次脳機能障害相談マニュアル』 横浜弁護士会

**会社法**

『企業法務のFirst Aid Kit 問題発生時の初動対応』 田辺総合法律事務所/レクシスネクシス・ジャパン  
 『リスクマネジメントとしての内部通報制度 通報窓口担当者のための実務Q&A』 田島正広/税務経理協会  
 『経営者支配とは何か 日本版コーポレート・ガバナンス・コードとは』 今井祐/文眞堂  
 『多重代表訴訟制度のあり方 必要性和制度設計』 高橋陽一/商事法務  
 『株主提案と委任状勧誘 第2版』 三浦亮太/商事法務  
 『新しい取締役会の運営と経営判断原則』 長谷川俊明/中央経済社  
 『資本・業務提携の実務』 太田洋/中央経済社

**刑法**

『ギンター・ヤコブス著作集 第1巻 犯罪論の基礎』 Jakobs, Günther/成文堂  
 『憲法的刑法学の展開 仏教思想を基盤として』 平川宗信/有斐閣  
 『刑法の理論と体系』 佐伯千仞/信山社出版  
 『新実例刑法 総論』 池田修/青林書院  
 『犯罪学と精神医学史研究』 影山任佐/金剛出版

**司法制度・司法行政**

『反面教師』 清水直/文化出版局  
 『事務所経営・事件受任のポイント 若手弁護士のための法律事務所運営術』 東京弁護士会/創研舎  
 『地域司法基盤の充実私たちのまちのライフライン 地域司法充実基本法の制定に向けて』 長野県弁護士会

**訴訟手続法**

『現代型訴訟の諸相』 久末弥生/成文堂  
 『民事手続法の現代的機能』 石川明/信山社  
 『民事訴訟法判例インデックス』 中島弘雅/商事法務  
 『クロスレファレンス民事実務講義 第2版』 京野哲也/ぎょうせい  
 『要件事実論概説 1 総論』 並木茂/信山社  
 『要件事実小辞典』 伊藤滋夫/青林書院  
 『担保・執行・倒産の現在 事例への実務対応』 伊藤真/有斐閣  
 『企業再建の究極にあるもの』 清水直/商事法務  
 『企業再建の真髄 清水直先生古稀・事務所開設四〇周年記念論文集』 清水直/商事法務  
 『破産申立マニュアル』 東京弁護士会倒産法部/商事法務  
 『破産法大系 第2巻 破産実体法』 竹下守夫/青林書院  
 『プロが語る企業再生ドラマ』 清水直/銀行研修社  
 『プロが語る企業再生ドラマ 続』 清水直/銀行研修社  
 『刑事訴訟法講義 第5版』 池田修/東京大学出版会  
 『虚偽自白はこうしてつくられる 狭山事件・取調べ録音テープの心理学的分析』 浜田寿美男/現代人文社  
 『強制捜査と任意捜査 新版』 井上正仁/有斐閣  
 『新・少年事件実務ガイド 第3版』 第二東京弁護士会子どもの権利に関する委員会/現代人文社

**経済産業法**

『解説消費者裁判手続特例法』 山本和彦/弘文堂  
 『中小企業法務の実務』 東京弁護士会弁護士研修センター運営委員会/ぎょうせい  
 『法工学入門 安全・安心な社会のために法律と技術をつなぐ』 日本機械学会/丸善出版  
 『省エネ法 輸送事業者の手引き』 交通エコロジー・モビリティ財団/交通エコロジー・モビリティ財団  
 『エグイティ・ファイナンスの理論と実務 第2版』 鈴木克昌/商事法務  
 『投資取引訴訟の理論と実務 第2版』 今川嘉文/中央経済社  
 『新・金融商品取引法読本』 河本一郎/有斐閣  
 『臨時報告書作成の実務Q&A』 宝印刷株式会社/商事法務  
 『IPOと戦略的財務 会計士の視点もふまえて』 岩田合同法律事務所/商事法務  
 『買収ファイナンスの法務』 大久保涼/中央経済社  
 『CSのための金融実務必携 高齢者・相続・未成年・養子・外国人・離婚』 金融財政事情研究会/金融財政事情研究会  
 『弁護士・公認会計士・税理士のための不動産の法令・評価の実務Q&A』 富田建/税務経理協会  
 『保険業法の読み方 改訂版 実務上の主要論点一問一答』 錦野裕宗/保険毎日新聞社

**知的財産法**

『IPパラリーガル教本 知財事務職員基本書』 小笠原秀征/日本工業新聞社  
 『年報知的財産法 2014』 高林龍/日本評論社  
 『職務発明規定改正対応の実務』 高橋淳/レクシスネクシス・ジャパン  
 『解説・ビジネス特許 21世紀の国際ビジネスを動かすものとは?』 幸田ヘンリー/アイ・エル・エス出版  
 『戦慄のペナントマフィア アメリカ発明家集団の対日戦略』 幸田ヘンリー/ディーエイチシー

『ビジネスモデル特許』 幸田ヘンリー／日刊工業新聞社  
『裁判例から見る進歩性判断』 高橋淳／経済産業調査会  
『特許審決取消判決の分析 事例からみる知財高裁の実務』 大阪弁護士会／商事法務  
『18歳の著作権入門』 福井健策／筑摩書房  
『立法と判例による著作権法条文の解説』 石川健太郎／発明推進協会  
『著作権法概論』 齊藤博／勁草書房

#### 農事法

『農林水産予算の概要（未定稿）平成27年度』 大成出版  
『農地法読本 改訂版』 宮崎直己／大成出版社

#### 労働法

『ワタミの初任給はなぜ日銀より高いのか？ ナベテル弁護士が教える残業代のカラクリ』 渡辺輝人／旬報社  
『労働法の現在 流動化する労働法規制の諸様相』 村田毅之／晃洋書房  
『労働法 第12版』 安枝英紳／有斐閣  
『労働事件ハンドブック 2015年』 第二東京弁護士会労働問題検討委員会／第二東京弁護士会  
『労働事件における慰謝料 労働判例からみる慰謝料の相場』 東京弁護士会労働法制特別委員会／産労総合研究所出版部経営書院  
『平成26年改正労働法の企業対応 有期特例法、改正パート労働法、改正安衛法等の実務留意点』 岩出誠／中央経済社  
『労働事件 立証と証拠収集』 ロア・ユナイテッド法律事務所／創耕舎

『わかりやすいボイラー及び圧力容器安全規則新版』 日本ボイラ協会／日本ボイラ協会  
『労働者派遣法の研究』 高橋賢司／中央経済社  
『雇用保険制度の実務解説 改訂第7版』 労働新聞社／労働新聞社  
『裁判例・通達から読み解く労災保険特別加入の実務Q&A』 田中建一／日本法令  
『そこが知りたい！ 労災裁判例にみる労働者の過失相殺』 安西愈／労働調査会  
『元監督署長が解説これならわかる自動車運転者の改善基準Q&A』 村木宏吉／労働新聞社  
『労働者へのセクシュアル・ハラスメントに関する紛争解決手続 新たな位置づけの検討～カナダ法とイギリス法を中心として』 柏崎洋美／信山社

#### 社会保障法

『社会保障制度を活用した生活再建支援』 全国クレサラ・生活再建問題対策協議会／全国クレサラ・生活再建問題対策協議会出版部

#### 医事法

『事業承継からみた医療法人の移行判断Q&A 新税制対応!!』 メディカル・マネジメント・プランニング・グループ／ぎょうせい  
『これで安心！ 院長先生の医業承継と相続税対策』 税理士法人アフエックス／税務経理協会  
『医療過誤訴訟鑑定書集 第26集』 医療事故情報センター／医療事故情報センター  
『弁護士のための医療過誤訴訟法講座講義録 第18回』 安東宏三／医療事故情報センター  
『弁護士のための医療過誤訴訟法講座講義録 第19回』 小林洋二／医療事故情報センター

#### 環境法

『北海道石炭じん肺訴訟』 伊藤誠一／北海道大学出版会

#### 宗教法

『宗教法人ハンドブック 10訂版 設立・会計・税務のすべて』 実藤秀志／税務経理協会  
『Q&A宗教トラブル110番 第3版』 山口広／民事法研究会

#### 教育・スポーツ法

『大学・学校・教育法律実務ガイド 現場の諸問題を法律と判例で解決する』 青山学院教育法研究会／第一法規  
『逐条解説地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第4次新訂』 木田宏／第一法規  
『学校事故 判例ハンドブック』 坂東司朗／青林書院  
『山岳事故の法的責任 登山の指針と紛争予防のために』 溝手康史／フイツーンソリューション

#### マスコミ関係法

『スケープゴートینگ 誰が、なぜ「やり玉」に挙げられるのか』 釘原直樹／有斐閣

#### 国際法

『国際法学の諸相 到達点と展望 村瀬信也先生古稀記念』 江藤淳一／信山社  
『安全保障論 平和で公正な国際社会の構築に向けて』 神余隆博／信山社  
『国際裁判と現代国際法の展開』 浅田正彦／三省堂  
『国際私法』 広江健司／国際書院